

七、電話託送電報發受心得……………附錄四八頁

リ、市内専用電話規則

チ、電話火災報知ノ件

ト、電話通話規則

ハ、電話特別開通規則

ホ、電話至急開通規則一部不適用ノ件

ニ、電話至急開通規則

ハ、電話加入申込制限ノ件

ロ、電話規則

イ、電信法抜萃

六、電話に關係のある參考規定類……………附錄二六頁

五、加入區域内公衆電話機設置場所一覽……………附錄二二頁

四、加入區域内通話取扱局一覽……………附錄二一頁

ハ、東京から通話の出来る區域と料金

ロ、東京で呼出請求の出来る區域

イ、東京の電話に加入することの出来る區域

三、電話の區域……………附錄一五頁

二、各種請求書式……………附錄三頁

一、請求書を御提出になる加入者各位へ……………附錄一頁

注意

方を上部にすれば全部讀める様に致しました
が多數ですから便宜上全部縦書式を採用し番號簿を開いて左
本頁以下は掲載事項の性質上横書式とすることが不便のもの

一、請求書を御提出になる

加入者各位へ

請求書の用紙

名義變更請求書設置場所變更請

求書用紙其の他請求書式目次中※印の分は便宜當局で印刷した用紙を差上げます、其の他の用紙は當局には用意してありませんから所定の書式(本簿掲載)に依り御認めの上加入課へ御提出下さい、用紙は半紙判の物を御使用下さる様願ひます、用紙は可成一枚とし三加入の名義變更には三枚、四加入の設置場所變更には四枚の請求書と云ふ工合に御出し下さい。

名義變更と同時に機械設置場所の變更を要する場合は、名義變更と場所變更の請求書を各別に御出し下さい。

設置場所變更請求は少し早目に

請求書が出

ても夫々準備がある事で直に工事には著手は出来ません、殊に特別加入区域は接續料を調査し其の納付を俟つて工事をする事になりますし、加入區域外への移轉は逓信局長の許可を要する次第ですから開通するまでには相當日子を要します。

加入区域内でも震災後は二三週間はかゝるのですから移轉請求をなさる方は豫め其日數を見込んで請求書を御提出下さい。さもないと引越し丈けはしたが電話機は移轉出来ぬと云ふ不便な事になります。

請求書の記載方

字畫を正しく書いて下さい殊

に加入者の氏名は正確に戸籍簿と相違ない文字を使用し振假名を付けて下さい、さもないと後日名義變更又は名義繼承の場合、容易に手續が出来ない場合を生ずることがありお互に迷惑する事があります。

機械設置場所が他人所有の家屋の場合は、家屋所有者の承諾書を、他人の處に居住の場合であれば何某方の文字を洩らさぬ様に願ひます。

印鑑と印鑑證明

加入名義變更の場合には必ず新

名義人の印鑑證明書を、又印章を持って窓口に御出にならない場合は印鑑紙が必要です。改印届の場合も同様です、舊名義人も印鑑證明書を必要とする場合がありますから(震災後名義變更をした加入者は要りません)可成添付される方がよろしいです、新名義人の印鑑紙は當局原簿整理上必要

なのですから加入電話の簡數丈け(改印届の場合も同じです)御提出下さい。各種請求書に御使用の印章は必ず豫て届出であるものを鮮明に押して下さい。

加入申込と名義變更

加入申込及名義變更の場

合は前項掲載の通り新名義人の印鑑證明が必要で、法人の場合は更に代表者の資格證明書が必要で、加入申込又は名義變更のときに曖昧な加入名義で申込み又は名義變更をするとき後日色々問題で思はぬ迷惑を受ける事があります。

名義變更理由書の廢止

震災後公益上又は準公

益上必要と云ふ理由で、一般加入者よりも早く開通した電話の名義を變更する場合は大正十二年十月省令八〇號に依り所定の名義變更理由書を出して戴きましたが大正十五年四月以降は之を廢止されましたから之等の電話の名義變更を要する場合でも一般のものと同様直に名義變更請求書を御提出下さい。

有料掲載請求と未納料金に注意

名義變更の

場合、新名義人は舊名義人の權利義務一切を繼承するものですから、自然舊名義人の納付すべき電話料金をも引受ける事になります、名義變更をした電話に滞納料金のある場合は、夫れも引受けなければなりませんから、名義變更請求の際は、滞納又は納付を要する料金がいくら位あるかと云ふ事も、考慮の中に入れて置いて戴かねばなりません。

他人名義又は重複掲載請求のある電話の名義變更の場合、其掲載請求を取消さぬ限りは次期の番號簿に掲載せられますから、有料掲載請求の有無を名義變更の際、舊名義人其の他に就きよく御確認の上 unnecessary のものは取消請求を洩さぬ様御注意下さい、取消請求がないと必要のない番號簿掲載に對し料金丈けは納付せなければならぬ様お事になります。

設備廢止掲載請求取消等

加入者

機械の撤去、長距離廢止、卓上機、官廳用又は私設電話の撤去、九月、十二月、三月の末日から十五日迄の撤廢請求書を差出さぬと事實機械はなくとも、次期の料金を徴收されます。番號簿の他人名義、重複掲載を取消するには三月十六日までに其の請求書を出さぬと次年度分の料金

を徴収されます。

番地訂正、肩書追加届

區劃整理の進行に伴て

今後町名番地の變更等が澤山ある事と存じますが
其の場合は速かに式に依り御届下さい。

改氏名、改印、住所變更届

氏名又は印章を改

められたとき、或は住所（機械設置場所ではありません）を變更されたときは速かに所定の式により御届下さい。

臨時變更中の收容區域

震災後漸次分局が復舊

され收容區域も大體震災前の區域に返へりましたが、左記の分は臨時に收容局が變更されて居りますから機械設置場所變更請求をなさる向は豫め御承知を願ひます。詳細の分局收容區域等は巻頭にある分局區域表に就て御覽下さい。

第二段目の新設局が開局され又は其の設備が出来上れば自然其の下部記載の町は其の新設分局の受持區域になります。

臨時收容局	新設局	備	考
大手	日本橋丸ノ内	(在來ノ本局區域全部) 麴町區有樂町一、二丁目ニ限ル	
牛込	丸ノ内	(在來ノ丸ノ内局區域全部麴町區有樂町一、二丁目ヲ含ム)	
青山	芝	芝區 神谷町、葦手町、琴平町、南佐久間町、西久保城山町、同巴町、同櫻川町、同明舟町、同八幡町、同廣町、同茶町、同愛宕町一、二丁目、同村町、芝公園ニ限ル	
高輪	芝	芝區 愛宕下町四丁目、愛宕公園、宇田川町、同横町、三島町、神明町、宮本町、七軒町、濱松町一、二、三、四丁目、新錢座町、濱崎町、新網北側、同南側、淡町、片門前町一、二丁目、中門前町一、二、三丁目、土手跡、北金杉河岸	
銀座	芝	愛宕町三丁目、愛宕下町一、二、三丁目、柴井町、露月町、源助町	
四谷	九段	在來ノ區域中牛込區市ヶ谷臺町、同谷町、同富久町、同余丁町及四谷區ヲ除キタル全部	
浅草	下谷	下谷區ニ長町、神田區相生町、和泉町、佐久間河岸、佐久間町、花岡町、花田町、花房町、平河町	
浪花	花茅場町	麴坂町一丁目、二丁目(十四番地マテ)、兜坂本町	

高額切手使用

料金納付に使用する郵便切手は

可成壹圓、五圓、拾圓等の高額切手を御使用下さい、當局窓口で賣捌いて居りますから請求書御提

出の際御購入になれば態々市中等で購入の手續をなさるには及びません、尙其の切手に割印などすると無効ですから御注意下さい、又電話料金に使用するものは「郵便切手」で「収入印紙」ではありません。

手續不明の場合

請求書の書き方や、其の他の

手續不明のときは一般執務時間中なれば、御遠慮なく當局加入課（麴町區錢瓶町所在市電永樂町省線東京驛下車）の下記電話取扱區別に依り御問合せ下さい。

- 増設電話の番號
- 2番 裝 選 定 5番 特別開通電話
- 6番 米 架 設 電話 10番 各種變更其他
- 15番 裝 簿 配 付 15番 裝 簿 配 付
- 13番 裝 簿 簿 籍 簿 17番 米 架 設 區 域 外 加入

請求種類別所要書式一覽

各種請求書式は別

欄に示してありますが、請求の種類に依て提出を要する書類の大體を示すと次の様なものであります、△印の書式は提出を要する場合と要せない場合とありますから夫れは各書式の注意事項を御覽下さい。

請求種類の大別	同上細別	提出を要する書式番號
加入申込	單獨加入の申込をするとき 共同線加入の申込をするとき 連接加入の申込をするとき	一、△、△四 二、△、△四、△五 一、三、△四
名義變更	普通の場合（讓渡の如き） 死亡の場合	九、△四 一〇
加入種類變更	單獨加入を共同線加入に 共同線加入を單獨加入に	五、二 五
電話機類の取消等請求	邸宅構外へ電話機を移すとき 同一邸内構内の電話機を移すとき 電鈴、受話機引込線等の如き附屬品移轉のとき 機械一時取外 上記各種請求を取消すとき 工事延期を請求するとき 移轉請求中の電話機を一時取外しを請求するとき 一時取外中の電話機の取付を請求するとき	一一、△四 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八

長距離装置	(イ)(ロ)	新規に此の装置を請求するとき 廢止を請求するとき	一九 二一
電話機増設	(イ)(ロ)	甲種増設(交換機に依り接続するもの)及び乙種増設(導換器に依り接続する一般のもの)にして加入者に於て設備及維持をするもの前記以外の(一)一般のもの(二)加入共済のもの(三)加入共済のもの	二二 二三 二四 二五
電鈴及受話器増設		電鈴及受話器の増設を請求するとき	二八
増設機械撤去		増設した電話機電鈴等の撤去を請求するとき	二九
機械類供給		電話機、電鈴、長尺コードを供給使用しようとするとき	三四
料金還付		加入登記料機械移轉料等の還付を請求するとき	七
番號簿掲載	(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)	無料で屋號等の掲載を請求するとき 他人名義の掲載を請求するとき 重複掲載を請求するとき 甲種増設使用者名義の掲載を請求するとき 増設電話機設置場所の番號簿の掲載を全然省略しようとするとき 従來の掲載方法の變更を請求するとき 従來の掲載請求を取消すとき	三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二
發信専用		電話を發信に専用し全然著信を取扱はぬ様請求するとき	四三
代表番號		代表番號の取扱を請求するとき	四四
區域外加入		加入區域外に加入するとき	五五、五七、五八

二、各種請求書式目次

(※印の用紙は加入課で差上げます)

- 種別
- 加入申込書 **書式番號 第一一號書式**
- 共同線加入相手方選擇書 **第二二號書式**
- 本加入者承諾書 **第三三號書式**
- 家屋所有者承諾書 **第四四號書式**
- 電話加入種類變更請求書 **第五五號書式**
- 加入(加入申込)取消請求書 **第六六號書式**
- 加入登記料(機械移轉料等)還付請求書 **第七七號書式**
- 電話加入(申込)繼承請求書 **第八八號書式**
- 電話機設置場所變更請求書 **第九九號書式**
- 同一邸宅構内電話機設置場所變更請求書 **第一〇〇號書式**
- 附屬品位置變更請求書 **第一〇一號書式**
- 機械一時取外請求書 **第一〇二號書式**
- 電話機械設置場所變更(其他)請求取消請求書 **第一〇三號書式**

- 一、工事延期請求書 **第一六號書式**
- 一、移轉請求中の電話機取外請求書 **第一七號書式**
- 一、電話機械取付請求書 **第一八號書式**
- 一、長距離電話通話請求書 **第一九號書式**
- 一、本電話機種別變更請求書 **第二〇號書式**
- 一、甲種(乙種)増設電話機申請書 **第二一號書式**
- 一、乙種増設電話機請求書 **第二二號書式**
- 一、二加入共通乙種電話機増設請求書 **第二三號書式**
- 一、乙種増設電話機(一般ノモノニ加入)裝置變更請求書(共済ニ加入ノモノ) **第二四號書式**
- 一、乙種増設電話機(共済ニ加入ノモノ)裝置變更請求書(加入共済ノモノ) **第二五號書式**
- 一、電鈴(受話機)増設請求書 **第二六號書式**
- 一、増設機械撤去請求書 **第二七號書式**
- 一、増設電話機種別變更請求書 **第二八號書式**
- 一、官廳用(私設)(市内専用)電話機接續申請書 **第二九號書式**
- 一、官廳用(私設)(乙種増設)(市内専用)電話工事竣工届 **第三〇號書式**
- 一、官廳用(私設)(乙種増設)(市内専用)電話機接續廢止届 **三一號書式**
- 一、電話機種類供給申請書 **三二號書式**
- 一、電話番號簿掲載申請書 **三三號書式**
- 一、他人名義簿掲載請求書 **三四號書式**
- 一、重複掲載請求書 **三五號書式**
- 一、(甲種増設)電話番號簿掲載請求書 **三六號書式**
- 一、(増設)官廳用各私設電話機(電話番號簿掲載)請求書 **三七號書式**
- 一、電話番號簿掲載省略請求書 **三八號書式**
- 一、電話番號簿掲載方變更請求書 **三九號書式**
- 一、電話番號簿掲載方取消請求書 **四〇號書式**
- 一、發信専用請求書 **四一號書式**
- 一、代表番號取扱方請求書 **四二號書式**
- 一、改印届 **四三號書式**
- 一、印鑑届 **四四號書式**
- 一、住所(變更)(肩書追加)(肩書變更)(肩書削除)届 **四五號書式**
- 一、(削除)届 **四六號書式**
- 一、改姓名(改稱)届 **四七號書式**
- 一、氏名訂正届 **四八號書式**
- 一、代表者變更届 **四九號書式**
- 一、親権者(後見人)追加届 **五〇號書式**
- 一、親者権(後見人)解除届 **五一號書式**
- 一、會社解散届 **五二號書式**
- 一、共同線(連接)加入 番號選定並承諾書 **五三號書式**
- 一、電話加入區域外加入申請書 **五四號書式**
- 一、承諾書 **五五號書式**
- 一、電話線路建設工事委託書 **五六號書式**
- 一、加入區域外工材材料購買委託書 **五七號書式**
- 一、市外通話専用電話使用(變更)願承諾書 **五八號書式**
- 一、市外通話専用電話承繼届 **五九號書式**
- 一、市外通話専用電話使用廢止届 **六〇號書式**
- 一、電話度數料金軽減申請書 **六一號書式**
- 一、承諾書 **六二號書式**
- 一、承諾書 **六三號書式**
- 一、承諾書 **六四號書式**

第一號書式

從來加入申込ハ當時之ヲ受理シタルモ大正八年六月以來之ヲ制限シ至急開通又ハ特別開通ノ申請ヲ許可シタルモノ其ノ他特ニ申込ヲ爲スコトヲ認メタルモノノミチヲ受付ケルコトニ改メラレタリ

郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ

電話規則ニ遵ヒ東京電話交換ニ加入致度左ニ加入ノ種類及電話機設置場所ヲ指定シ (別紙承諾書ヲ添ヘ) 此段申込候也

職業 住所 (假名ヲ附ケルコト) 年 月 日 東京中央電話局御中 電話加入種類 單獨加入 (共同線加入、連接加入) 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 但シ家屋所有者ハ何某ニ有之候

以下ノ承諾書ハ申込者ノ所有ニ非サル家屋ニ架設セムトスル場合ニ限リ記入スヘシ但シ第四號書式ノ承諾書ヲ添付セラルルモ差支ナシ 前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス 住 所 家屋所有者 何 某印 年 月 日 (申込者名) 殿

第二號書式

共同線加入相手方選擇書 電話番號 (電話加入申込年度順番) 何 某 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 電話番號 (電話加入申込年度順番) 何 某 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 右ノ通り相手方ヲ選擇致候 住 所 何 某印 年 月 日 東京中央電話局御中

第三號書式

自己加入ノ電話ニ連接スル場合ハ申込書ニ其旨ヲ記 (載)シ本承諾書ヲ添付スルコトヲ得 本加入者承諾書 今般貴殿ニ於テ私加入ノ電話何局何番ニ連接加入方請求ノ趣ハ私ニ於テ異存無之候也 住 所 年 月 日 (本加入者名) 印

(連接加入者又 同申込者名) 殿

第四號書式

家屋所有者承諾書 今般貴殿ニ於テ東京電話交換ニ加入ノ爲私所有ノ電話機設置ノ趣ハ私ニ於テ故障無之候 家屋ニ 住 所 大正 年 月 日 家屋所有者 何 某印

(申込者名) 殿

第五號書式

電話加入種類變更請求書 電話番號 (電話加入申込年度順番) 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 右單 (獨)加入 (加入申込) 共同線 變更相成度候 年 月 日 東京中央電話局御中 何 某印

第六號書式

(申込後二年ヲ經過シ申込ノ取消ヲ請求シタル場合次) (號書式ノ請求ヲ爲サハ其ノ料金ヲ還付ス) 加入 (加入申込) 取消請求書 電話番號 (電話加入申込年度順番) 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 右加入申込 (何年何月何日限リ右加入) 取消相成度候 住 所 何 某印 年 月 日 東京中央電話局御中

第七號書式

(加入登記料、名義書換料及機械移轉料ノ還付ハ郵便切手ヲ以テス) 加入登記料 (機械移轉料等) 還付請求書 電話加入申込年度順番 (電話番號) 右ハ何年何月何日何々ニ付何々料何圓還付相成度候 住 所 年 月 日 東京中央電話局御中 何 某印

東京中央電話局御中

（第八號書式缺）

第九號書式

- 一、右欄變更ノ同時ニ機設置場所ノ變更請求ヲナシ
- 二、加入以上ノ機設置場所ヲ提出セラレタシ
- 三、新加入者ノ印鑑證明書及印鑑捺印添附セラレタ
- 四、本加入者ノ印鑑證明書及印鑑捺印添附セラレタ

郵便切手
電話加入名義變更請求書
（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

三錢收印
電話番號 何局何番加入者 何 某
入印紙印
現在電話機設置場所市區(郡)町(村)番地

右電話加入名義ヲ何某ニ變更致度御承認ノ上ハ新
名義人ニ於テ舊名義人ノ權利義務ヲ一切繼承シ電
話ニ關スル規則ニ遵ヒ加入者タルノ責務ヲ引受可
申仍テ當事者連署ヲ以テ此段及請求候也

年月日 舊名義人 何 某印
職業 住所
新名義人 何 某印
住所
東京中央電話局御中

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

年月日 家屋所有者 何 某印
(加入者名) 殿

第一〇號書式

（本書ニハ月籍簿本（昭和ニテハ）印鑑證明書等必要ナ
ル證據書類ヲ添附セラレタシ）

電話加入(申込)繼承請求書
電話番號(電話加入申込年度順番)加入(申込)
者 何 某

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
前記ノ者死亡ニ付右加入(申込)ヲ繼承致度御承認
ノ上ハ電話ニ關スル規則ニ遵ヒ責務ヲ引受可申別
紙證明書添付致候

年月日 職業 住所
東京中央電話局御中 何 某印
(假名ヲ附ケルコト)

第一一號書式

- 一、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日其ノ
- 二、加入以上ノ機設置場所ヲ提出セラレタシ
- 三、市内ヨリ外部ニ於テハ、都区内ニ於テハ、移轉スルトキハ機機格種別ノ外、第一町迄行ニ拾八間ノ控續料(納入告知書ニ依リ知付)ヲ要ス

郵便切手
電話機設置場所變更請求書
（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

電話番號 (電話加入申込年度順番)
現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右電話機ヲ左記ノ場所ニ移轉相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
但家屋所有者ハ何某ニ有之候

新設置場所方他人ノ邸宅構内ナル時ハ左記事項ヲ附
記セラレタシ
一、加入申込者又ハ加入者ト新設置場所居住者ト
ノ關係
二、設置場所ノ變更ヲ必要トスル事由

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

年月日 家屋所有者 何 某印
住所

第一二號書式

- 一、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日其ノ
- 二、加入以上ノ變更請求ヲ同時ニ差出サルル場合
- 三、ハ一加入毎ニ本請求書ヲ差出サレタシ

郵便切手
電話機設置場所變更請求書
（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

電話番號 局 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右電話機ヲ現在設置邸宅構内(又ハ家屋内)ニテ移
轉相成度候
年月日 何 某印
東京中央電話局御中

第一三號書式

（工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日其ノ他ハ）
直接同局へ照會セラレタシ
（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）
附屬品位置變更請求書

電話番號 局 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右電話機ニ屬スル(内部引込線、電鈴、地中盤、
スキツテ等)ノ位置變更相成度候
年月日 何 某印
東京中央電話局御中

第一四號書式

工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付取外期日等ハ直接
同課へ照會セラレタシ、取外シタル電話機等ノ取外
ヲ請求セムトスル場合ハ第十八號書式ノ電話機取付
請求書ヲ加入課へ差出サレタシ

郵便印
貼付
電話機
取付
請求書
加入課
ハ
差出
サレ
タシ

機械一時取外請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機何箇(増設電鈴何箇)一時取外シ相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一八號書式

(一時取外請求中ノ電話機等ノ取付ヲ請求セムトスル
場合ハ本請求書ヲ差出サルヘシ)

電話機械取付請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ハ一時撤去中ノ處取付相成度候

年月日

住所

何 某印

東京中央電話局御中

第一五號書式

(電話機械設置場所變更請求其ノ他ノ請求ノ取消ヲナ
サムトスル場合ハ本請求書ヲ提出セラレタシ)

電話機械設置場所變更(其ノ他)請求取消請求書

電話番號 局 番

機械設置場所 市區(郡)町(村)番地

右ニ對シ 月 日(機械設置場所ヲ 區(郡)町

(村)番地)變更請求ノ處都合ニ依リ御取消相成度
此段及請求候也

年月日

加入者 住所

何 某印

東京中央電話局御中

第一九號書式

(工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ
直接同課へ照會セラレタシ)

長距離電話通話請求書

電話番號 (電話加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ニ依リ長距離電話ノ通話致度候

年月日

住所 何 某印

東京中央電話局御中

(第二〇號書式缺)

第一六號書式

工事延期請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話加入ノ電話機設置場所變更請求致候處都合
ニ依リ何月何日迄工事延期相成度候

住所

年月日

何 某印

東京中央電話局御中

第二一號書式

長距離電話通話廢止(取消)請求書

電話番號 (電話加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ニ依リ長距離電話ノ通話(請求)ヲ(何
年何月何日限り)廢止(取消)相成度候

年月日

住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一七號書式

電話機設置場所變更請求中ノモノニ對シ移轉工事施
行前機械ノ取外ヲ希望セララル場合ハ本請求書ヲ提
出セラレタシ
本請求書ニ對シテハ料金を要セス

移轉請求中ノ電話機取外請求書

電話番號 局 番

一、電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話加入ノ電話機設置場所變更請求致候處都合
ニ依リ右電話機ヲ新設置場所ニ於ケル開通以前至
急取外シ相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第二二號書式

(工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日其ノ他ハ
直接同課へ照會セラレタシ)

本電話機種別變更請求書

電話番號 (加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右普通本電話機(卓上本電話機)ヲ卓上電話機(普
通電話機)ニ變更相成度候

年月日

住所 何 某印

東京中央電話局御中

第三號書式

- 一、甲種増設及乙種増設ニシテ加入者カ其ノ設備及維持ヲ爲ス場合ハ左記書式ニ依ラルヘシ尙本装置變更ノ場合ハ現在ノ分ヲ墨書シ變更ノ分ヲ朱書シ本書式ニ準シ申請セララルヘシ
- 二、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工日期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ
- 三、甲種(乙種)増設電話機申請書

左記ノ通電話機増設相成度此段申請候也

職業 住所 何 某印

年月日

東京逓信局長殿

記

- 一 關係加入申込登記順番又ハ電話番號
- 二 電話機及附屬物品設置場所
- 三 電話規則第二十九條第二號ニ依リ邸宅又ハ構内ニ準スル地域ニ於テ使用セムトスルトキハ其ノ事由
- 四 電話機増設ノ種別、電話機及附屬物品ノ種別並箇數
- 五 増設電話機交換取扱見込數(一日中ノ最繁)加入回線通話見込數(時通話見込數)
- 六 現在加入ノ電話番號及該電話通話數(同一設置場所ニ於ケル電話ノ一日中ノ最繁時發著通話數)
- 七 交換取扱者(電話規則第三十二條ニ依ル取扱者ノ智識及技能ヲ疏明シ得ヘキ履歴並交換取扱以外ノ事務分擔ノ有無及其ノ程度)
- 八 工事設計(電話機、交換機、線條其ノ他附屬物品ノ種類、物品ノ種數、箇數、裝置方法等)
- 九 機械仕様(電話機、交換機、其ノ他附屬物品ノ構造及作用ノ説明但シ電話官署ニ於テ使用スルモノト同一種類ノモ)
- 十 ニ付テハ之ヲ要セス
- 十一 機械類維持方法
- 十二 工事擔當者(電話規則第三十一條第一項ノ場合ニ於テ其ノ工事ヲ擔當スル者及直接工事ニ從事スル者ノ住所、氏名、年齢、該工事ニ必要ナル智識及技能ヲ疏明シ得ヘキ履歴、申請者トシテ關係)
- 十三 取扱方法
- 十四 増設電話機ヲ設置場所居住者ノ使用ニ供セムトスルトキハ其設置場所及電話番號
- (申請及申請書式ニ關スル注意事項)
- 一 第二號中ニハ電話機設置場所ノ番地、家屋内ニ於ケル電話機、交換機等ノ設置箇所ヲ表示スルコト
- 二 第五號乃至第八號及第十四號ハ甲種電話機増設ノ場合ニ限リ記入スルコト
- 三 第八號ノ事項ニ關シテハ電話機増設工事完了迄ニ別ニ届出ヲ爲シ得ルコト
- 四 第一號乃至第四號第九號及第十號ノ事項ハ圖面ヲ以テ表示スルコト
- 五 第九號乃至第十三號ハ加入者又ハ加入者ニ於テ其

- 六 第八號及第十二號ノ履歴書ハ關係者ニ於テ既ニ當該電話官署ニ提出済ノ場合ニ限リ其ノ旨ヲ表示シテ之ヲ省略シ得ルコト
- 七 第十四號ノ場合ニ於テハ増設電話機ノ共用ニ關シ加入者ニ於テ一切ノ責任ニ任スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコト

第二四號書式

- 一、本電話機ト通話シ得ル乙種増設電話機ハ一加入ニ付一箇、又本電話機ト通話シ得サルモノハ一加入ニ付二箇以內トス、自働式局所屬加入者ハ電話規則第二十八條ニヨリ本電話機ト通話シ得ル乙種増設ノ請求ヲサスコトヲ得ス
- 二、本電話ト通話シ得サル乙種増設電話機ハ本電話機ト同一戸内ニ在ルコトヲ要ス
- 三、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工日期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ

乙種増設電話機請求書

電話番號 (電話加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入回線ニ本電話機ト通話シ得サル(得ル)普通電話機(卓上電話)何箇増設相成度

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第二五號書式

- 一、本電話機ト通話シ得ル電話機ハ共通ニ接続スルコトヲ得ス
- 二、三加入以上ニ共通スル電話機ノ増設ハ甲種増設ノ場合ニ限ル
- 三、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工日期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ
- 二加入共通乙種電話機増設請求書

電話番號 局 番

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入回線ニ共通スル普通電話機(卓上電話機)一箇増設相成度候

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第二六號書式

- 一、一般ノ乙種増設電話ヲ二加入共通ニ變更セムトスルトキハ本請求書ヲ差出サルヘシ
- 二、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工日期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ

乙種増設電話機裝置變更請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入回線ニ増設シタル普通電話機(卓上電話機)一箇ヲ同一戸内ニ架設シタル何局何番トノ乙種共通増設ニ變更相成度候

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第二七號書式

- 一、二加入共通乙種増設電話ノ加入回線ヲ變更セム
- トスルトキハハ請求書ヲ差出スヘシ
- 二、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日ノ他ハ直轄同課ヘ照會セラレタシ

乙種増設電話機設置變更請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入回線ニ増設シタル共通電話機ヲ何局何番ノ
共通増設電話機ニ變更相成度候

年 月 日 何 某印

東京中央電話局御中

第二八號書式

- (工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日其ノ他ハ直轄同課ヘ照會セラレタシ)

電話(受話器)増設請求書

電話番號 (電話加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入回線ニ電話(受話器)計形何箇増設相成度候

年 月 日 何 某印

東京中央電話局御中

第二九號書式

- 一、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日其ノ他ハ直轄同課ヘ照會セラレタシ
- 二、二加入以上ニ共通ニ接続スル場合ハ關係ノ電話番號ヲ列舉セラレタシ

増設機械撤去請求書

電話番號

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入回線ニ増設シタル普通電話機(卓上電話機、受話器、電話)何箇ヲ(何年何月何日限り)撤去相成度候

年 月 日 何 某印

東京中央電話局御中

第三〇號書式

- (工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日其ノ他ハ直轄同課ヘ照會セラレタシ)

増設電話機種類變更請求書

電話番號 (加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右増設普通電話機(卓上電話機)何箇ヲ卓上電話機(普通電話機)ニ變更相成度候

年 月 日 何 某印

東京中央電話局御中

第三一號書式

- 一、接続シ得ル官廳用及私設電話機ハ加入電話機ト同一ノ邸宅構内ニ在ルモノニ限ル
- 二、木装置變更ノ場合ハ現在ノ分ヲ書シ變更ノ分ヲ朱書シ本書式ニ準シ申請セラレヘシ
- 三、設備ノ検査加入回線トノ接続等ハ東京逓信局工務課主管ニ付直轄同課ヘ照會セラレタシ

官廳用(私設)(市内専用)電話機接続申請書

左記ニ依リ官廳用(私設)(市内専用)電話機ヲ加入回線ニ接続致度此段申請候也

年 月 日 何 某印

東京逓信局長殿

住所 職業

記

- 一 關係加入申込登記順番又ハ電話番號
 - 二 電話機及附屬物品設置場所
 - 三 電話機及附屬物品ノ種別並箇數
 - 四 官廳用(私設)(市内専用)電話機交換取扱見込數
 - 五 加入回線通話見込數
 - 六 現在加入ノ電話番號及該電話通話數
 - 七 交換取扱者
 - 八 工事設計
 - 九 機械仕様
 - 十 機械類維持方法
 - 十一 工事擔當者
 - 十二 取扱方法
- (申請及申請書式ニ關スル注意事項)
- 一 第二號第四號乃至第九號第十一號ノ事項ハ第二十三號書式ニ準スルコト
 - 二 第四號乃至第七號ハ甲種増設ニ準スル装置ヲ爲ス場合ニ限り記入スルコト
 - 三 第七號ノ事項ニ關シテハ接続スヘキ電話ノ工事完了迄ニ別ニ届出ヲ爲シ得ルコト
 - 四 第一號乃至第三號第八號及第九號ノ事項ハ別ニ圖面ヲ以テ表示スルコト
 - 五 第七號及第十一號ノ履歷書ハ關係者ニ於テ既ニ當該電話官署ニ提出済ノ場合ニ限り其旨ヲ表示シテ之ヲ省略シ得ルコト

第三二號書式

(設備ノ検査、加入回線トノ接続等ハ東京逓信局工務課主管ニ付直接回課ヘ照會セラレタシ)

官廳用(私設) (乙種増設) (市内専用) 電話工
専設工届

電話番號 局 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入回線ニ對シ官廳用(私設) (乙種増設) (市内専用) 電話機何箇接続(接続變更)方許可成候處申請ノ通竣工致候ニ付御検査相成度候

年月日 何 某印

東京逓信局長殿

第三三號書式

官廳用(私設) (乙種増設) (市内専用)

電話機接続廢止届

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入ノ加入回線ニ對スル官廳用(私設) (乙種増設) (市内専用) 電話機接続ヲ何年何月何日限り廢止致度候

年月日 何 某印

東京逓信局長殿

第三四號書式

一、機械類ヲ供給スルモ料金ヲ減免セス

二、長尺「コード」供給ノ場合ハ「コード」ノ長さ及取付箇所、電話機ノ位置、該電話機設置ノ室ト各階室トノ區別及其種別(等機等)隣室間出入口等ノ位置並其「コード」ニ依リ電話機ヲ移動セシメ得ヘキ範圍ヲ明示シタル圖面(平面及側面圖)ノ二種トシ前記ノ諸項ヲ縮尺ヲ以テ表示)ヲ添付セラレタシ

三、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施工期日其ノ他ハ直接回課ヘ照會セラレタシ

電話機械類供給申請書
一、電話番號 局 番

二、電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

三、供給物品ノ種類箇數用途(用途トハ「本電話機用」増設電話機用)等)

四、供給ヲ必要トスル事情

五、供給ノ方法 供給物品ハ無條件ニテ政府ニ寄附ス(寄附セス)

六、(關係加入者以外ノ者方隠蔽引込)申請者ト加入者トノ關係並其ノ相互間ニ於テ該供給ニ關スル契約ノ有無及其ノ要旨

右ノ通り供給致度供給物品添付ノ上電話規則第七十二條第二項ニ依リ申請候

住所 職業 何 某印

年月日 東京逓信局長殿

第三五號書式

(特ニ請求ナケレハ通常其氏名ヲ以テ掲載ノ名義トス)

電話番號簿掲載請求書

電話番號簿へ左記ノ通掲載相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

電話番號 掲載名義 電話機設置場所 職業
局 番 何々屋何某 (市區(郡)町(村)番地)

第三六號書式

(掲載名義ニハ總テ片假名ニテ振假名ヲ付セラレタシ)

他人名義掲載請求書

私加入名義電話番號簿へ左記ノ通り掲載相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

電話番號 局 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
掲載名義(振假名ヲ付) スルコト

職 業
加入者ト掲載名義人トノ關係
他人名義掲載ヲ必要トスル理由

第三七號書式

(掲載名義ニハ總テ片假名ニテ振假名ヲ付セラレタシ)

重複掲載請求書

私加入名義電話番號簿へ左記ノ通り掲載相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

電話番號 掲載名義(振假名ヲ付) 電話機設置場所
局 番 何々屋何某 (スルコト) 所 職業
局 番 何某何々屋

第三八號書式

一、交換機ヲ設置シ同一構内又ハ家屋内(貸事務所)等ニ於テ自己及他人ニ使用セシムル目的ヲ以テ設置シアル甲種増設電話機使用名義ヲ電話番號簿ニ記載シテ希望セラルル向ハ本書式ニヨリ請求書ヲ提出セラルヘシ

二、加入者ノ掲載ニ於テモ其ノ使用スル増設電話機ノ番號ヲ表示セラル

三、交換機或ハ轉換器ニヨリ同一構内又ハ家屋内ニ於テ自己ノ使用ニ供スルヲ以テ目的トスル接続電話機(官廳用又ハ私設等)及轉換器ニヨリ同一家屋内ニ於テ自己ノ使用ニ供スル目的ヲ以テ設置シアル増設電話番號簿ニ記載セラルル向ハ本書式ニヨリ該請求書ヲ提出シテ希望セラルル向ハ本書式ニヨリ該請求書ヲ提出アリタシ

四、甲種増設電話機中設置場所居住者ニ供用スルモノト加入者自ラ供用スルモノト併存スル場合ニ於テハ後者ニ關シ設置場所掲載ノ請求ヲ爲シ得ルコト此ノ場合ニ於テハ加入者名義ノ掲載ハ省略スルモノトス

(甲種増設)電話番號簿掲載請求書

電話番號簿(甲種増設)使用者名義左記ノ通り掲載相成度

年月日

加入者住所 何 某印

東京中央電話局御中

電話番號	甲種増設	掲載名義	設置場所
	電話番號	(振假名ヲ付スル事)	

第三九號書式

(増設官廳用又ハ私設電話機)

電話番號簿掲載請求書

電話番號簿(増設電話機)又ハ接続電話機(設置場所左記ノ通り)掲載相成度候

年月日

加入者 住所 何 某印

東京中央電話局御中

電話番號	掲載名義	設置場所
	(振假名ヲ付スル事)	

○増設 番 設置場所

第四〇號書式

一、電話番號簿ニ掲載ヲ望マサルトキハ本書ヲ差出サレタシ

二、他人方ニ架設シアリテ名義人ノ使用ニ關係ナキ電話ニ對シテハ出來得ル限り本請求書ヲ差出サレタシ

電話番號簿掲載省略請求書

一、電話番號 局 番

一、電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話番號簿掲載省略相成度

住所

年月日

何 某印

東京中央電話局御中

第四一號書式

電話番號簿掲載方變更請求書

局 番 右ハ從來何々(掲載別)掲載請求致居候處自今左ノ通變更相成度候

住所

年月日

何 某印

東京中央電話局御中

記

掲載種別 何々

掲載箇所 掲載名義

何之部 何屋何某

何之部 何某何屋(重複掲載ニ限リ記載ノコト)

第四二號書式

電話番號簿掲載方取消請求書

局 番

右電話ニ對シ曩ニ

今般取消相成度候

住所

年月日

何 某印

東京中央電話局御中

第四三號書式

一、本書式ニ依ル発信専用ノ電話ヨリ呼出ヲ請求スル場合ニ於テハ自己加入ノ他ノ番號ヲ指定セザレバ其ノ取扱ヲ受クルコト能ハサルニ付注意セラルタシ

二、番號簿ニハ掲載セス他ヨリ呼出シタルトキハ接続ヲ希望スル電話ニ對シテハ第四〇號書式ノ番號簿掲載省略請求書ヲ差出サルルヲ可トス

発信専用請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話ヲ発信専用ニ供シ度ニ付電話番號簿ニ掲載セス且他ノ電話ヨリ通話請求アルモ接続セザル様取扱相成度

住所

年月日

職業 何 某印

東京中央電話局御中

第四四號書式

代表番號取扱方請求書

電話番號 自局 番至 局 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右電話ニ依リ 月 日ヨリ代表番號ノ取扱相成度
候

住所

年月日

何

某印

東京中央電話局御中

第四五號書式

(一、印章ハ明瞭ニ押捺セラレタシ
(二、改印届ニハ印鑑證明書ヲ添附セラレタシ)

改印 届

電話番號 (電話加入申込年度順番)
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

印章

從來使用ノ印章何々ニ付右ノ通改印致候

住所

年月日

何

某印

東京中央電話局御中

第四六號書式

印鑑 届

電話番號

局 番

電話機設置場所

市區(郡)町(村)番地

印章



右印鑑震災前使用ノモノニ相違無之及御届候也

住所

年月日

何

某印

東京中央電話局御中

第四七號書式

(一、住所ハ各種ノ通知書又ハ料金ノ告知書發行上常
ニ現在トナシ置クノ必要アルヲ以テ異動變更ノ
場合ハ速ニ本屆書ヲ差出サルヲ以テ
二、區劃整理等ノ爲町名番地ニ變更アリタル場合ハ
前項ニ準シ速ニ届出ラレタシ
三、住所異動ノ理由ヲ詳細ニ記入アリタシ
四、印章ハ届出ノモノヲ使用セラレタシ

住所(變更)(肩書追加)(肩書變更)(肩書削除)届

一、電話番號 (申込中ノモノハ
電話加入申込年度順番)

二、加入者氏名

三、電話機械設置場所 市區(郡)町(村)番地

四、舊住所(肩書)

五、新住所(同上)

右住所

之爲(變更)(肩書追加)(肩書變更)
(肩書削除)致候間此段及御届候也

年月日

右

何 某(印)

東京中央電話局御中

第四八號書式

一、電話使用者ニ異動ヲ生シタル場合ハ直ニ本屆書
ヲ差出サレタシ
二、(追加)(變更)(削除)等ノ別ハ特ニ明記セラレタ
シ
三、機械設置場所變更請求中、移轉先ノ肩書異動ハ
本書ニ電話機械設置場所トアルヲ移轉先ト訂
正、相當記入ノ上差出サルヲ便利トス

電話機械設置場所肩書(追加)(變更)(削除)届

電話番號 局 番

電話機械設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機械設置場所肩書

(追加)(變更)(削除)致候間此段及御届候也

年月日

住所

何

某印

東京中央電話局御中

第四九號書式

(改姓名ト同時ニ改印シタルトキハ印鑑證明書ヲ添付)
セラレタシ法人等改稱ノ場合亦同シ)

改姓名(改稱)届

舊 姓名

一、電話番號 (電話加入申込年度順番)何 某

何々ト改姓名(改稱)候ニ付戸籍(登記)抄本(竝
ニ印鑑證明書)添付致候

住所

年月日

(姓名ヲ付クルト)

何

某印

年月日

東京中央電話局御中

第五〇號書式

氏名訂正願

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

加入者氏名

右ハ申込ノ際「」ト届出ヘキヲ誤リシモノ
ニ付御訂正相成度別紙證明書及戶籍抄本添付候也

年月日

住所

何 某印

東京中央電話局御中

第五一號書式

代表者變更届

電話番號(電話加入申込年度順番)

現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

加入者加入申込者何々會社

代表者 何 某

今般代表者ヲ左記ノ通變更致候條別紙登記簿抄本
竝ニ印鑑證明書添付此段及御届候

住所

年月日

何々會社 新代表者 何 某印

東京中央電話局御中

第五二號書式

親權者(後見人)追加届

電話番號 局 番

加入者氏名

右電話加入申込ノ際加入者未成年ニテ届出候ニ付
……ヲ追加相成度候別紙戶籍……本及……ノ印鑑
證明書添付御届候也

住所

年月日

何 某印

東京中央電話局御中

第五三號書式

親權者(後見人)解除届

電話番號 局 番

加入者氏名

今般拙者成年ニ達シ候條……解除相成度別紙戶籍
抄本及印鑑證明書添付御届候也

年月日

住所

何 某印

東京中央電話局御中

第五四號書式

會社解散届

電話番號(電話加入申込年度順番)

現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

加入者 何々會社

今般解散致候間別紙登記簿本及清算人印鑑證明書
添付此段及御届候

住所

年月日

何々會社 清算人 何 某印

東京中央電話局御中

第五五號書式

連續番號ノ共同線加入竝ニ連接加入ニ對スル料金合
同計算ニ對シテハ一項二項ノ事項ハ不要ニ付記載ヲ
要セス

共同線(連接)加入(番號選定並料金合同計算)

現電話番號 局 番 改局 番

相手方電話番號 局 番 改局 番

右共同線(連接)加入ニ對シ左記事項承諾候也

一、將來交換機ニ餘裕生シタルトキハ直ニ他ノ連
續番號ニ變更セラルルモ異議ナキ事

一、相手方相互間ノ通話取扱上行違アルモ異議ナキ
事

一、度數料ノ計算ハ現加入者タル甲(又ハ本加入)

へ合算ノ上告知書發行セラルルモ異議ナク且其ノ

料金滞納ノ場合ハ拙者等兩名共通話停止其ノ他ノ

處分ヲ受クルモ異議ナキ事

年月日

住所

甲加入者(本加入者)何 某印

住所

乙加入者(連接加入者)何 某印

東京中央電話局御中

第五六號書式

- 一、加入區域外ヨリ加入シ得ル地域ハ局ヨリ直徑二里以内ナリ但シ其ノ地域内ト雖都合ニ因リ加入セシメ難キ場合アリ
- 二、加入區域外加入チ爲ス者ハ區域外ノ電話線路建設チ負擔セサル可ラス尙其ノ他ノ費用ハ左ノ如シ
 - (イ) 線路ノ維持料(附加使用料) 一町ニ付年額五圓(區域内ハ一般ニ同シ)
 - (ロ) 特別ノ附加使用料一通話五錢ハ一般料金三錢ノ外
 - 三、但シ右ノ特別附加料金ハ前書線路建設費ニ控スル迄免除ス本申請書ニハ設置場所並關係加入區域ヲ表示セル圖面附第五七號乃至第五九號書式ノ寫類チ添付シ當局ニ提出セラレタシ

電話加入區域外加入申請書

電話番號 (電話加入申込年度順番)
現在電話機設置場所 (設置場所ヲ變更スル場合ニ限ル)

加入區域外電話機設置場所
右ノ通東京中央電話局ノ加入區域外加入致度候ノ許可ノ上ハ加入區域外ニ屬スル電話線路ノ建設費及特別ノ附加使用料等規定及御指示ニ從ヒ負擔致スヘク此段申請候

年月日 住所 職業 何 某印
逓信大臣殿

第五七號書式

三錢收
入印紙
承諾書

今般東京中央電話局加入區域外加入致度候ニ付テハ左記事項承諾仕候

年月日 住所 何 某印
東京逓信局長殿

- 一、加入區域外ニ於ケル電話線路ヲ建設シ之レヲ無償ニテ「政府」引渡スコト「國庫」等ノ官廳ナルトキハ「逓信省」保管總務スルコトトスルコト)

第五八號書式

(加入區域外電話線路ハ工事委託ノ方法ニ依ルチ便宜トスルチテ本書ヲ提出サレタシ)
電話線路建設工事委託書

東京中央電話局加入區域外加入ノ爲加入區域外ニ於ケル電話線路建設工事ヲ貴局ニ委託候也
追テ本文委託ノ爲要スル一切ノ費用ハ拙者ニ於テ負擔可仕候

年月日 住所 何 某印
東京逓信局長殿

第五九號書式

(官廳ノ申請ニシテ國庫費支辨ノ場合ハ左記事項中三、四ヲ要セス)
加入區域外工率材料購買委託書

東京中央電話局電話加入區域外加入ニ要スル工率用物品ノ購買方ヲ左記ニ依リ貴局ニ委託仕候

年月日 住所 何 某印
東京逓信局長殿

- 一、購買委託物品ハ工事費豫算調査ニ依リ指定ノ通リトス
- 二、購買委託ノ爲ニ要スル費用ハ支辨可致
- 三、購買委託物品代金ハ御指示ノ概算額ヲ別途取扱銀行へ委託ス
- 四、購入物品價格變動其他委託金不足ノ場合ハ御指示ニ從ヒ委託金追加可致

第六〇號書式

- 一、線路ノ種別ハ市内章用電話規則第八條ノ例ニ依リ附記セラレタシ
- 二、備考欄ニハ設備上參考トナルヘキ事項及交換機ノ接続回線數並長距離裝置等ノ特殊ノ希望アルモノヲ記載セラレタシ
- 三、回線、加線路經過地、同線ノ種別等明記シ線路經過地ハ一般市街内ト同程度ノモノヲ用ヒ或ハ作製シ之ニ機械設置場所ヲ記入シ説明ヲ要スルモノハ凡例ヲ設ケルコト
- 四、加入電話ノ番號ハ加入致度部(自己ノ名義ニシテ其設置場所ヲ專用電話機設置場所ト同一個所ノモノニ限ル)ヲ記入シ長距離裝置アルモノハ肩書ニ附記セラレタシ
- 五、變更ノ場合ハ前項事項ヲ抹消シ舊事項中消滅スヘキモノヲ括弧ナリテ圍メラレタシ

市外通話專用電話使用(變更)願

- 一、專用ヲ必要トスル理由
- 二、加入電話番號
- 三、專用電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶ノ設備

機械設置場所	機械 個數及 種別		
	電話機	交換機	附屬物品 備考

右市内専用電話規則第四條ニ依リ關係書類相添へ出願候

年月日 住所 何 某印
東京遞信局長殿

第六一號書式

三錢收
入印紙
承諾書

今般市外通話専用電話出願ニ就テハ之ニ要スル物件ヲ無償ニテ政府ニ寄附スルコトヲ承諾ス

年月日 住所 何 某印
東京遞信局長殿

第六二號書式

市外通話専用電話承繼届

- 一、市外通話専用電話使用許可年月日
- 二、承繼スヘキ原因
- 三、承繼スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶設備

電話機及交換機設置場所	機械 個數及 種別		
	電話機	交換機	附屬物品 備考

右市内専用電話規則第六條第二項ニ依リ別紙證明書添附及届出候

年月日 住所 何 某印
東京遞信局長殿

第六三號書式

市外通話専用電話使用廢止届

- 一、廢止年月日
- 二、廢止スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶設備

電話機及交換機設置場所	機械 個數及 種別		
	電話機	交換機	附屬物品 備考

右市内専用電話規則ニ依リ及届出候

年月日 住所 何 某印
東京遞信局長殿

第六四號書式

申請ニ依リ度數料ノ輕減認定ヲ受ケ得ルハ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ發行スル新聞社又ハ新聞通信社ニ限ル
電話加入名義ト申請者トハ同一ノモノナルヲ要ス
本申請書ニハ見本トシテ當該新聞一部及新聞紙法第十二條ニ依リ管轄地方廳ヘ納入シタル保證金預リ證寫ヲ添付セラレタシ

電話度數料金輕減申請書

- 一、題 號 何々新聞又ハ何々通信
 - 二、發行所 (又ハ支局) 何區何町何番地何々社 (又ハ何社々支局)
 - 三、發行時期 日刊 (周年無休刊又ハ日曜大祭祝日若ハ其ノ翌日休刊等ノ區別)
 - 四、電話番號及電話機設置場所
 - 何局何番 何區何町何番地 何々社
 - 何局何番 同 同
 - 何局何番 同 同
- 右加入電話ハ私(法人ナルト)名義ニシテ前掲新聞發行ノ爲メ其専用ニ供スルモノニ有之候ニ就テハ電話規則第五十八條第一項ニ依リ度數料金輕減方御承認相成度此段申請候也
- 年月日
- 何區何町何番地 何 某(個人經營ノ場合)
何々新聞者持主 何 某(法人ノ場合)
代表者取締役又ハ何々 何 某(法人ノ場合)

東京遞信局長殿

三、電話の區域

イ、○東京の電話に加入することの出来る區域

参考
 此の區域内でも分局から大體直径二里以内の處であれば東京逡信局長の許可を受ければ東京の電話に加入することが出来ます。例へば大森、中野、世田ヶ谷邊は東京の加入區域ではありませんが同所から東京の電話に加入することが出来る様なものであります。

普通加入區域 東京市(芝區第一乃至第六砲臺ヲ除ク)

荏原郡 大井町(立會川以西ヲ除ク)
 大崎町、品川町、平塚町、目黒町

北豐島郡 尾久町、巢鴨町、高田町、瀧野川町(大字瀧野川、大字西ヶ原、大字上中里ヲ除ク)

特別加入區域

長崎村、日暮里町、西巢鴨町、三河島町、南千住町

豐多摩郡 大久保町、落合町、澁谷町、千駄ヶ谷町、戸塚町、澁橋町、代々幡町

南葛飾郡 吾嬭町、大島町、龜戸町、小松川町、砂町、隅田町、寺島町

ロ、東京で呼出請求の出来る區域

参考
 此の區域内の居住者と話しがしたければ電話加入者でなくとも呼出の請求をなすことが出来ます。詳細は電話通話規則を御覽下さい。

東京市(芝區第一乃至第六砲臺ヲ除ク)

荏原郡 大井町(立會川以西ヲ除ク) 大崎町、品川町、平塚町、碑倉村、馬込村、目黒町

北豐島郡 巢鴨町、高田町、瀧野川町(大字瀧野川、大字西ヶ原、大字上中里ヲ除ク) 日暮里町、西巢鴨町、南千住町、三河島町 大字三河島

豐多摩郡

大久保町、落合町、澁谷町、千駄ヶ谷町、戸塚町、大字下戸塚、大字源兵衛字林川、字バクツ下、字向原、字向芝原、大字諏訪字北裏、字中通、字西ノ原、字宮東、大字戸塚字川向、字清水川、字馬尿川、字馬揚崎、(鐵道線路以西ヲ除ク) 長崎村、澁橋町、代々幡町 大字代々木字山谷、字新町、字初臺、字富ヶ谷、字外輪、字深町、大字幡ヶ谷字下町、字本村、字本村北

南葛飾郡

吾嬭町 大字請地、大字小村井、大字葛西川、大字龜井戸字吾嬭、大島町、龜戸町、小松川町、寺島町、砂町、隅田町、(大字若宮字綾瀬川、大字隅田字新川向、同三才新川向ヲ除ク)

四、加入區域內通話取扱局一覽 取扱時間

○印ハ自三月一日午七時ヨリ午後八時迄
 自十一月一一日午八時ヨリ午後八時迄
 自十一月一一日午六時ヨリ午後八時迄
 自十一月一一日午七時ヨリ午後八時迄
 市内ノ區名及局名ノ五十音順ニ配列シ、郡部ハ局名ノ五十音順ニ配列シ、

市内

赤坂區

青山 一〇六二 青山郵便局 青山南町
 青山 五〇九六 赤坂郵便局 田町三丁目
 青山 五〇九八 葵町電信局 葵町

麻布區

青山 六六〇五 麻布郵便局 宮下町
 高輪 四七八八 同 麻布分室 廣尾町

淺草區

淺草 九二 淺草郵便局 馬道町

牛込區

牛込 一六三 牛込郵便局 通寺町
 ○四谷 三三九一 牛込余丁町 余丁町
 ○牛込 一一一 牛込早稲田鶴巻町郵便局 早稲田鶴巻町
 牛込 六二二 早稲田郵便局 若松町

神田區

神田 二六〇三 神田郵便局 連雀町

京橋區

銀座 四九〇九 京橋郵便局 木挽町旭橋際
 銀座 五〇四二 同 築地分室
 ○京橋 二〇三 京橋月島郵便局 月島西仲通

小石川區

小石川 一六二 小石川郵便局 表町
 ○牛込 二五五二 小石川高田老松町郵便局 高田老松町

麹町區

四谷 二四〇八 九段郵便局 飯田町
 四谷 二二三五 麹町郵便局 麹町
 牛込 五四九一 東京中央郵便局 東京驛前
 牛込 六九五八 同 分室 東京驛構内

芝區

青山 四二七四 芝郵便局 愛宕町
 ○高輪 三六〇七 芝赤羽郵便局 新堀河岸
 銀座 四一九九 新橋郵便局 芝口河岸
 銀座 四九九一 同 新橋驛前分室 新橋驛前
 ○高輪 一〇七二 白金郵便局 二本榎西町
 ○高輪 一九九九 高輪南町郵便局 高輪南町
 高輪 六九三 三田郵便局 通新町

下谷區

下谷 六一〇〇 下谷郵便局 山下町

日本橋區

大手 一〇六 東京中央電信局分室 江戸橋
 ○大手 八九九 日本橋駿河町郵便局 品川町
 浪花 一〇六三 兩國郵便局 元柳町

深川區

墨田 一〇八 深川郵便局 小松町

本郷區

小石川 一三五 駒込郵便局 駒込肴町
 小石川 七一九 本郷郵便局 本富士町

本所區

墨田 三〇六六 本所郵便局 横綱町

四谷區

四谷 二四〇四 四谷郵便局 忍町

郡部

○小石川 二七 池袋郵便局 北豊島郡西巢鴨池袋

○高輪 四六三 大崎郵便局 花原郡大崎町

○墨田 四三〇〇 大島郵便局 南葛飾郡大島町

○青山 二四二四 糀田郵便局 豊多摩郡千駄ヶ谷糀田

○四谷 四四 柏木郵便局 豊多摩郡淀橋町柏木

○墨田 一五一 龜戸郵便局 南葛飾郡龜戸町

○墨田 四〇四三 小松川郵便局 南葛飾郡小松川町

高輪 一〇六四 品川郵便局 荏原郡品川町

青山 一〇七八 澁谷郵便局 豊多摩郡澁谷町

○高輪 四七八九 澁谷天現寺橋通郵便局 豊多摩郡澁谷天現寺橋通

○牛込 四〇二〇 下戸塚郵便局 豊多摩郡戸塚町下戸塚

○高輪 一六二三 下目黒郵便局 花原郡目黒町

小石川 一八 巢鴨郵便局 北豊島郡巢鴨町

○高輪 四二三三 洗足郵便局 荏原郡平塚村小山

○高輪 一〇九九 袖ヶ崎郵便局 荏原郡大崎町

墨田 一〇二二 寺島郵便局 南葛飾郡寺島町

○高輪 五九七〇 戸越郵便局 荏原郡平塚村戸越

○下谷 四四〇〇 日暮里郵便局 北豊島郡日暮里町

○下谷 五〇一五 日暮里渡邊郵便局 北豊島郡日暮里町

○高輪 八六三 濱川郵便局 荏原郡大井町

○高輪 一〇七七 南品川郵便局 荏原郡品川町南品川

青山 四四四九 目黒郵便局 荏原郡目黒町

○四谷 七四 代々幡郵便局 豊多摩郡代々幡町

四谷 八〇五 淀橋郵便局 豊多摩郡淀橋町角管

五、加入區域内公衆電話機設置場所一覽(區名郡名ノ五十音順ニ配列シ更ニ設置場所郡名ノ五十音順ニ掲載シタリ)

市内

赤坂區

青山北町五丁目側
 青山北町六丁目明治神宮入口
 青山南町一丁目
 青山南町三丁目青山墓地前
 青山南町六丁目百三十六番地先
 表町二丁目一七番地先
 新坂町五十五番地先
 田町一丁目赤坂見附
 田町六丁目九番地先
 溜池町一九
 仲ノ町十六番地先

淺草區

淺草公園雷門前(二箇所)
 淺草公園觀音堂裏
 淺草公園觀音堂前
 淺草公園、淺草劇場側
 淺草公園、公園劇場内
 淺草郵便局前
 淺草公園第一區(二箇所)
 淺草町三十一番地先
 馬道町八ノ一番地仁天門外
 馬道町一ノ三
 榮久町四十五番地先
 榮久町一一二
 象潟町一〇番地象潟塚前
 北清島町一七番地先
 金龍山瓦町十六番地先
 黒船町一〇番地先
 小島町十二番地三味線樂
 小島町七十三番地先
 胸形地蔵堂前
 材木町二十四番地先
 左衛門町左衛門橋北詰
 地方今戸町
 芝崎町一番地先
 新福井町四番地先
 新吉原京町一丁目十六番地先
 新吉原五十間町
 須賀町十二番地先
 千束町一丁目一三番地先
 千束町二丁目一九番地先
 千束町二丁目一九番地先
 千束町二丁目一三九番地先
 高原町二番地先
 田町二丁目九番地先
 田町二丁目十九番地先
 仲見世傳法院前
 永住町五十番地先
 西島越町三番地
 橋場町八十六番地
 橋場町一七九番地
 松清町三十六番地門跡裏
 松葉町五八番地
 山ノ宿町二十八番地先
 吉野町吉野橋際

麻布區

今井町三四番地
 飯倉町二丁目十六番地先
 飯町一番地村木町停留場前
 飯町十七番地先
 坂下町二十八番地先
 新網町一丁目七十一番地先
 新堀町六番地先
 東町六番地二ノ橋停留場側
 廣尾橋際
 本村町二十四番地先
 本村町百四十八番地四ノ橋側
 狸穴町二十七番地交番前
 三河家町一四
 盛岡町一番地

牛込區

市ヶ谷砂土原町二丁目十四番地先
 市ヶ谷藁町十六番地先
 市ヶ谷富久町二十一番地先
 市ヶ谷本村町四十一番地先
 神樂河岸一牛込見附外
 神樂河岸三飯田橋際(二箇所)
 細工町二十七番地先
 香町二十五番地先
 津久戸町十七番地先
 西五軒町四十四番地先
 馬場下町四番地先
 辨天町二十番地先
 辨町五番地先
 山吹町一番地先
 矢來町二番地先
 若松町三十五番地先
 早稲田鶴巻町四〇九番地先

神田區

淡路一丁目一番地先
 和泉橋北詰
 今川橋側
 小川町一番地先
 小川町四十九番地先
 御茶ノ水停車場前
 表猿樂町二番地先
 表猿樂町七番地先
 金澤町二十五番地先
 鎌倉河岸(神田橋北詰)
 神田驛管内
 神田電話局西角
 五軒町十四番地先
 佐久間町三丁一番地先
 末廣町
 須田町電車停留場際
 駿河臺下
 通神保町五番地先
 仲町
 錦町一丁目一六番地先
 錦町定時學校側
 花園町(新大塚橋管内)
 松枝町六番地先
 東松町二十三番地先
 萬世橋前
 三崎町神田劇場前通
 蓮蓬町十八番地先

京 橋 區

尾張町二丁目一番地先
 尾張町松坂屋内
 大川端永代橋際
 北瀬河岸
 北瀬河岸櫻橋際
 銀座一丁目京橋南詰
 銀座松屋内(二ヶ所)
 木挽町歌麩後座内
 木挽町三ノ一〇
 五郎兵衛町鍛冶橋際
 新榮町新榮橋北詰
 新富町六丁目三番地先(新富座側)
 新橋濱舞場内
 新橋松町九番地先
 新湊町五丁目一番地先
 竹河岸二號(京橋北詰)
 月島通五丁目八番地先
 月島通九丁目七番地先
 築地二丁目二十三番地先
 濱町六番地先
 東湊町一ノ一六番地新高橋際
 南小田原町一ノ二〇
 本材木河岸(久安橋際)
 元數寄屋町一番地先

小 石 川 區

市兵衛町千號水道橋北詰
 江戸川町十二番地先
 大塚窪町二十四番地先
 大塚窪町十一番地先
 大塚窪町十五番地先
 香取六丁目八番地先
 鴛籠町二十番地先
 春日町五十二番地先
 小石川電請分局前
 小石川郵便局前
 小日向水道町七及二十三番地先(二箇所)
 指ヶ谷町四十二番地先
 三軒町二番地先
 關口水道町四九
 水道町江戸川橋側
 高田豊川町四十三番地先
 竹早町
 白山前二十五番地先
 白山御殿町植物園正門前
 原町十二番地先
 原町三十一番地先
 氷川下交番前
 丸山町八番地先
 茗荷谷町交番側
 柳町二十四番地先

飯田町驛前
 飯田町三丁目
 内幸町東海生命保險會社内
 海上ビル内
 區裁判所構内(二ヶ所)
 九段郵便局前
 九段坂上
 麴町六丁目十四番地先
 三番町六番地先
 三番町三十二番地先

麴 町 區

三番町八十二番地先
 下六番町一
 帝國ホテル内
 帝國劇場内(二箇所)
 東京ステーションホテル入口
 東京驛除車口(二箇所)
 東京驛乘車口(二箇所)
 東京驛前交番側
 東京中央電話局前
 東京中央郵便局前
 同東京驛分案側
 中六番町四十二番地先
 日比谷交又點側(有樂町)
 邦樂座内
 丸ノ内仲通十號
 丸ノ内北口
 丸ビル一階(二箇所)
 有樂町一丁目三番地先
 有樂町二丁目一番地先

芝 區

明舟町
 愛宕下町二丁目一番地先
 愛宕町
 伊皿子町七十番地先
 宇田川町
 御成門
 金杉濱町六十五番地
 神谷町
 君察町一番地先
 櫻田本郷町九
 白金猿町
 白金三光町坂下
 白金三光町局前
 白金湯町一丁目
 白金湯町二丁目
 品川驛構内(二箇所)
 柴井町
 薪橋驛巡查派出所脇
 薪橋郵便局内
 新橋驛前
 新堀河岸三十三番地(芝園橋際)
 泉番寺前
 田町一丁目二番地先(田町驛構内)
 田町九丁目六番地先
 虎ノ門停留場前(今入町)
 濱松町
 日蔭町
 日ノ出町
 二葉町
 本芝一丁目一番地
 本芝四丁目十一番地先
 三田一ノ六
 三田二丁目二番地
 三田松坂町
 湊町

上野驛構内(二箇所)
 上野公園圖書館内
 上野公園東照宮前交番際
 上野公園三橋町
 上野櫻木町二十二番地先

下 谷 區

上野花園町
 鷺谷坂下
 御徒町(御徒町驛前)
 御徒町二丁目
 金杉上町三島神社前
 金杉下町
 上根岸町三四
 上根岸町百三十一番地
 車坂町
 坂本町三丁目
 下谷郵便局前
 下車坂町一六
 數寄屋町
 天王寺町
 仲御徒町三丁目
 二長町
 二長町市村座前
 東黒門町
 廣小路松坂屋內
 廣小路松坂屋前
 南稻荷町八番地先
 三ノ輪町三十三番地先
 元黒門町
 龍泉寺町

日 本 橋 區

淺草橋際(元御町一番地)
 兜町一番地先(第一銀行倉庫前)
 彌敷町水天宮側
 龜島町二丁目
 小網町三丁目一番地先
 小傳馬町二丁目十番地先
 白木屋內(二箇所)
 新大橋際
 數寄屋町九番地先
 鐵砲町十五番地先
 高砂町一四
 東京株式取引所內
 通一丁目
 通四丁目一番地先
 土州橋際
 日本橋北詰
 日本橋三越側
 日本橋南詰
 箱崎町湊橋際
 濱町三ノ一
 久松町四〇
 本石町二丁目一番地先
 三越吳服店內(三箇所)
 南茅場町交番前
 元大坂町十一番地先
 横山町二丁目十二番地先
 兩國橋際

深 川 區

入船町汐見橋際
 墨江町一ノ十七番地先
 木場町三〇澤海橋際
 猿江裏町百番地先
 洲崎辨天町一丁目十五番地先
 洲崎辨天町二丁目一番地先
 千田町馬前
 富岡門前町六十四番地先(深川公園入口)
 西大工町五十四番地萬年橋際

本 郷 區

四平井町十五番地先
 西町二十五番地新高橋際
 東元町高橋北詰
 東森下町四十番地先
 福佳町一番地先
 古石場町市當住宅地內
 古石場町二丁目四番地先
 萬年町二丁目四番地先
 御船藏前町三番地先
 元加賀町一五番地先
 靈岸町四十三番地雄松院前
 切通坂上
 切通坂下湯島天神町三丁目一番地先
 金助町七一
 駒込淺嘉町
 駒込吉祥寺町八番地先
 駒込坂下町一二五番地先
 駒込神明町
 駒込千駄木町
 駒込動坂町二百四十七番地先
 駒込病院前
 駒込富士前三十三番地先
 駒込蓬萊町二番地先
 駒込郵便局前
 第一高等學校側
 大學赤門前
 大學病院構內(二箇所)
 大學彌生門前
 根津宮永町(二箇所)
 根津八重町
 春木町一丁目
 本郷一丁目
 本郷二丁目
 本郷三丁目
 丸山福山町十二番地先
 三組町
 元町一ノ二六
 元町二丁目
 森川町二六
 湯島二丁目一番地先
 湯島四ノ一

本 所 區

龜澤町一ノ一一
 入江町一ノ一一
 押上町二七
 菊川町菊川橋際
 錦糸町百九十二番地先
 錦糸町三ノ二九
 茅場町三ノ二九
 京成電車停車場前(押上一四二)
 小梅瓦町一
 小梅五町小梅橋際(二箇所)
 江東橋(西橫河岸一號)
 外手町一三
 千歲街五十二番番地先
 仲ノ郷竹町三十七番地
 仲ノ郷横川町三番地先
 業平橋西詰
 林町二ノ七四
 法恩寺橋南詰(太平町)
 本所郵便局前
 松井町二ノ橋際
 線町三丁目二十一番地
 向島須崎町一八九
 向島須崎町二百八十一番地先

四 谷 區

柳原町三ノ三四
 柳島横川一
 柳島終點
 横綱町一ノ五
 横川町八十四番地先
 兩國驛構内(二箇所)
 兩國橋東詰
 若宮町二
 舊四谷見附際
 慶應大學附屬病院内
 麴町十二丁目四番地先
 左門町八十七番地先
 信濃町驛前
 新宿大宗寺前
 新宿町一丁目十三番地先
 新宿三丁目四十八番地先
 傳馬町三丁目
 番衆町三五
 南伊賀町十五番地先
 四谷郵便局前

市 外

荏 原 郡

大井町驛構内(二箇所)
 大井町御林百五十七番地先
 大崎驛構内
 上大崎目黒橋際
 上大崎目黒浦田電鐵不動前驛前
 桐ヶ谷郵便局前
 五反田驛前
 品川步行新宿二丁目六十四番地先
 品川本宿一丁目
 下大崎郵便局前
 下蛇窪六九二
 平塚町(小山驛前)
 平塚町小山三十三番地先
 平塚町戸越七六五
 南品川六七〇
 下目黒油目九五四
 下目黒中里原一〇八

北 豊 島 郡

池袋驛構内(二箇所)
 大塚驛前(二箇所)
 上尾久三番地先
 上尾久一四三九番地先
 上尾久二二三三五
 上尾久六九二七
 駒込驛構内
 集鴨町(宗教大學前)
 集鴨町宮仲一ノ一八
 集鴨町上駒込三六六
 集鴨町上駒込三六六
 高田町雑司ヶ谷五一六
 高田町四ツ家三百二十五番地先
 瀧野川町役場前
 田端驛構内
 田端岡書館前
 高田馬場驛構内
 長崎村(地名町驛構内)
 長崎村桂名四〇九八
 西巢鴨他領三八三
 西巢鴨庚申塚王子電車停留場側
 西巢鴨宮仲一八八九番地先
 西巢鴨宮仲二一五二番地先
 日暮里驛構内
 日暮里南久保
 日暮里元金杉

豊 多 摩 郡

東長崎驛構内
 三河島驛構内
 三河島町花ノ木五四六
 三河島町屋三八六
 南千住千住南天王前
 南千住千住南天王前
 目白驛構内

青山南町七丁目先
 恵比壽驛構内
 大久保百人町二三三番地先
 大久保百人町二七七番地先
 上戸塚一三〇
 柏木一三〇
 笹塚停留場
 澁谷驛前(二箇所)
 澁谷道玄坂上
 澁谷中澁谷(百軒店)
 澁谷宮益町
 澁谷町役場前
 澁谷郵便局前
 下戸塚二百六十一番地先
 下澁谷一五五九
 下澁谷長谷戸一二四四
 新宿驛前
 新宿驛構内
 赤十字病院構内
 千駄ヶ谷大通三七〇番地先
 千駄ヶ谷三百六十番地
 千駄ヶ谷四五〇
 千駄ヶ谷原宿三一
 角筈甲州街道口
 角筈五十八町八百二十六番地先
 角筈六二八
 角筈七百三十四番地先青梅街道口
 角筈七百八十五番地澁橋郵便局前
 天現寺橋
 戸塚上戸塚八十四番町先
 戸塚源兵衛六十一番地先
 中澁谷宇田川九百七十三番地先
 中澁谷八百八十五番地大向小學校前
 四大久保二百五十番地先
 原宿驛構内
 東大久保三百十番地先
 代々木富ヶ谷一四八一
 代々木驛構内(千駄ヶ谷八五三)
 代々木新町二二
 代々木新町六十五番地先
 代々木幡代々木山谷百七番地先
 代々木幡町(幡ヶ谷停留場構内)

南 葛 飾 郡

吾嬬町小村非南八〇三番地先
 大島町二ノ八一九
 龜戸驛構内
 龜戸三七〇番地先
 龜戸天神前
 龜戸郵便局前
 砂町銀高八橋際
 砂町太郎兵衛三〇九
 砂町八右衛門新町七七八
 隅田郵便局前
 寺島九番地先
 寺島一二三番地先
 寺島玉ノ井驛前
 寺島玉ノ井四四十五番地先
 寺島二〇七九番地先
 寺島町長浦九六〇

六、電話に關する

參考規定類

1、電信法拔萃(明治三十三年三月十三日法律第五十九號)

- 第一條 電信及電話ハ政府之ヲ管掌ス
- 第二條 左ニ掲クル電信又ハ電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ私設スルコトヲ得
 - 一 一邸宅内若クハ一構内ニ於テ専用ニ供スル爲メ施設スルモノ
 - 二 鐵道業其他電信電話ノ専用ヲ必要トスル事業ノタメ施設スルモノ
 - 三 公共團體ノ事務執行ノ爲一市區町村内若ハ隣接市區町村間ニ於テ公署相互間又ハ一郡市區内ニ於テ公署ト第一次監督官廳トノ間ニ施設スルモノ
 - 四 電報送受ノ目的ヲ以テ一人ノ専用ニ供スル爲メ電信官署トノ間ニ施設スルモノ
 - 五 一市區町村内若ハ隣接市區町村間ニ於テ又ハ電信電話ノ連絡ナク且第四號ニ依ルチ不適當トスル市區町村間ニ於テ一人又ハ一營業ノ専用ニ供スル爲メ施設スルモノ
- 第三條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ニ依リ施設シタル電信又ハ電話ヲ公衆通信又ハ電話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシムルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シテ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第四條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ電信又ハ電話ニ依ル通信ヲ停止若ハ制限スルコトヲ得
- 第五條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ擾亂スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止スルコトヲ得
- 第六條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用車馬等ハ道路ニ障礙アリテ通行シ難キ場合ニ於テ墻壁又ハ欄柵ナキ宅地田畑其他ノ場所ヲ通行スルコトヲ得此場合ニ於テハ政府ハ被害者ノ請求ニ因リ其ノ損害ノ賠償ヲ爲スヘシ
- 第七條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用車馬等事故ニ遭遇シタル場合ニ於テ電信又ハ電話ノ工夫配達人若ハ吏員ヨリ助力ヲ求めラレタル者ハ正當ノ理由

ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ政府ハ助力者ノ請求ニ因リ相當ノ報酬ヲ爲スヘシ

第八條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用車馬等ニ對シテハ渡津、運河、道路、橋梁其ノ他ノ場所ニ於ケル通行錢ヲ請求スルコトヲ得ス

前項ノ工夫及配達人ハ何時ニテモ渡津ノ出船ヲ求ムルコトヲ得

第九條 政府ハ電信又ハ電話ノ用ニ供スル爲メ鐵道用地及停車場建物ノ一部ヲ使用シ必要アルトキハ建物ノ建築又ハ改築ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ土地建物ノ使用料及建築改築ノ費用ハ請求ニ因リ政府之ヲ支給ス

第十條 政府ハ鐵道用地内ニ電信線又ハ電話線ヲ施設シタルトキハ使用料ヲ支給セス

第十一條 電信若ハ電話専用ノ物件又ハ現ニ其ノ用ニ供スル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

前項専用ノ物件ハ何等ノ賦課ヲ受クルコトナシ

第十二條 電信又ハ電話取扱ニ關シ電信官署又ハ電話官署ニ對シテ無能力者ノ爲シタル行爲ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

第十七條 電信又ハ電話ニ關スル料金及電信又ハ電話ニ依ル通信ノ取扱ニ必要ナル制限ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 電信又ハ電話ニ關スル既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ還附セス

第二十條 電信又ハ電話ニ關スル料金納付ノ義務ハ其ノ納付スヘキ日ヨリ六箇月内ニ納付ノ告知ヲ受クサルニ因リテ消滅ス

第二十一條 電信又ハ電話ニ關スル料金ノ不納金額ハ電信官署又ハ電話官署ニ於テ國稅帶納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收ス

前項ノ不納金額ニ付電信官署又ハ電話官署ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

第二十二條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ電信、電話、無線電信、無線電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務又ハ氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第二十三條 電信又ハ電話ニ關スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

第二十四條 電信又ハ電話ノ取扱ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第二十五條 本法ニ依ル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ對シ其ノ事實アリタル日ヨリ三箇月間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第二十六條 電信官署若ハ電話官署ノ賠償又ハ報酬ニ關スル決定ニ對シ不服アル者ハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スル事ヲ得

第二十七條 不法ニ電信、電話ヲ施設シ又ハ不法ニ施設シタル電信、電話ヲ使用シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條ノ二 主務官署カ命令ノ定ムル所ニ依リ私設ノ電信又ハ電話ノ撤去ヲ命シタル場合ニ於テ期間内ニ之ヲ撤去セザル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

撤去ヲ命セラレタル私設ノ電信又ハ電話ヲ使用シタル者亦同シ

第二十八條 私設ノ電信若ハ電話ヲ他人ノ用ニ供シタル者又ハ其私設者ニ非スシテ之ヲ使用シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

私設ノ電信又ハ電話ニ依賴シ通信ヲ爲サシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條ノ二 第二十七條、第二十七條ノ二第二項及前條第一項ノ場合ニ於テ金錢物品ヲ取得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二十九條 第三條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ電信、電話ノ供用ヲ拒ミ又ハ第九條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ鐵道用地、停車場建物ノ使用ヲ拒ミ若ハ停車場建物ノ建築改築ヲ爲ササル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第六條ノ場合ニ於テ通行ヲ拒ミ又ハ第七條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ助力ヲ拒ミ又ハ第八條ノ場合ニ於テ通行錢ヲ強要シ若ハ正當ノ理由ナクシテ渡津ノ出船ヲ拒ミタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

爲チナシタル時ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 自己若ハ他人ニ利益ヲ與ヘ又ハ他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ電信又ハ電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ電信爲替ニ要スヘキ電報ニ係ルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十六條 電信若ハ電話ノ事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遲延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 電信若ハ電話ニ依リ通信ヲ障礙シ又ハ障害スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 電信線若ハ電話線ノ建築修理又ハ線路ノ巡視測量ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 電信、電話ノ線條若ハ其支持物ニ物品ヲ懸ケ若ハ擲チ又ハ之ニ動物若ハ舟筏ヲ繫キ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

電信又ハ電話線路ノ測量標ヲ毀壞汚穢シタル者亦同シ

第四十條 主務官署ノ指定シタル水底電信線路若ハ水底電話線路ノ區域内ニ於テ船舶ヲ繫留シ又ハ漁業採藻ヲ爲シ若ハ土砂ヲ掘鑿シ又ハ水底電信線若ハ水底電話線ノ號標ニ舟筏ヲ繫キ又ハ其ノ號標ヲ毀棄シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

水底電信線若ハ水底電話線ノ布設若ハ修理ノ爲其ノ位置ヲ示スヘキ浮標又ハ其布設若ハ修理ニ從事スル船舶ヨリ主務官署ノ指定シタル距離内ニ於テ前項ノ行爲ヲ爲シ若ハ航行シタル者亦同シ

第四十一條 第二十七條、第二十七條ノ二第二項、第二十八條、第三十一條乃至第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十八條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十三條 公衆通信又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信ノ用ニ供スル私設ノ電信又ハ電話ニ關シテハ第九條ヲ除クノ外本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四條 電信又ハ電話ニ非スト雖モ通報信號ヲナスモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

口、電話規則(明治三十九年六月四日 省令第二十五號)

第一條 電話加入ヲ分チテ左ノ三種トス

一 單獨加入 一 加入ニ付一回線ヲ有スルモノ

二 共同線加入 二 加入共同シテ一回線ヲ有スルモノ

三 連接加入 單獨加入ニ連接シテ一加入ヲ爲スモノ

連接加入ハ單獨加入一箇ニ付一箇ヲ限リ連接スルモノトス

但シ自働交換方式ニ依リ電話交換ヲ爲ス局(以下自働式局ト稱ス)所屬ノ電話加入ハ單獨加入及共同線加入ノ二種トス

第二條 共同線加入ノ電話機設置場所ハ相手方タル共同線加入ノ電話線路ヨリ直徑二町以內ノ場所タルヘシ

以內ノ場所タルヘシ

連接加入ノ電話機設置場所ハ其ノ連接ヲ爲スヘキ單獨加入(以下單加入ト稱ス)ノ電話機設置場所ヨリ直徑二町以內ノ場所タルヘシ

特別ノ事情アル場合ハ前二項ノ制限ヲ超ユルコトヲ得

第三條 電話加入區域ハ普通加入區域及特別加入區域ノ二種トシ其ノ加入區域ハ別ニ之ヲ定ム

逓信大臣ニ於テ事業上又ハ工事上支障ナシト認ムルトキハ電話加入區域ニ拘ラス電話取扱局ヨリ二里以內ノ地ニ於テ加入セシム

但シ特設電話規則第二十五條第二項ニ依リ本令ニ依リ加入ニ變更スル場合ハ當該電話取扱局ヨリ二里ヲ超ユル地ニ於テ加入セシム

前項ニ依ル加入申込者又ハ加入者ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外當該電話取扱局ノ特別加入區域內ニ在ルモノト看做ス

第二項ノ里程ハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四條 前條第二項ニ依ル加入申込者又ハ加入者ニ對シテハ所轄逓信局長ノ指示スル所ニ依リ當該電話取扱局ノ加入區域外ニ於ケル電話線路ヲ建設シ無償ニテ之ヲ政府ニ引渡サシムルコトアルヘシ

第五條 電話加入ハ二人以上合同シテ一加入ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 電話加入ヲ爲サムトスル者ハ一加入毎ニ加入申込書(第五條)ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

連接加入ヲ爲サムトスルトキハ本加入者ノ

承諾書(第五條)ヲ添付シ共同線加入ニシテ其ノ相手方ヲ選擇シタルトキハ別ニ雙方連累シタル請求書ヲ差出スヘシ

他人ノ所有ニ係ル家屋ニ電話機ヲ設置セムトスルトキハ其ノ家屋所有者ノ承諾書(第五條)ヲ加入申込書ニ添附スヘシ

第七條 加入申込者又ハ加入者其ノ使用ニ供スル電話機ニ依リ長距離ノ通話區域ニ於ケル通話ヲ爲サムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

前項ノ請求ヲ取消シ又ハ該通話ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電加取扱局ニ差出スヘシ

第八條 加入申込者又ハ加入者其ノ加入回線ヲ發信専用ニ供セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第九條 電話開通ノ順序ハ加入申込登記ノ順序ニ依ル

電話機設置場所ニ變更アリタル加入申込ニ付前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ其ノ變更アリタル時ニ於テ加入申込登記ヲ爲シタルモノト看做ス但シ所轄逓信局長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルモノハ此限ニ在ラズ

第十條 電話取扱局ニ於テ電話加入ノ申込ヲ受理シタルトキハ其ノ申込順序ニ依リ之ヲ原簿ニ登記シ其ノ順番ヲ申込者ニ通知スヘシ但シ新ニ電話交換事務ヲ開設スル場合ニ於テハ其ノ加入申込受理開始ノ日ヨリ三日間ニ於ケル加入申込ニ對スル登記順番ハ所轄逓信局長之ヲ定ム

第十一條 左記各號ノ一二該當スル場合ニ於ケル電話ノ開通ハ申込登記ノ順番ニ依ラス之ヲ線上ケルコトヲ得

一 官廳、公署及公益事業ノ用ニ供スルモノ

ニシテ特急架設ノ必要アリト認メタルモノ

二 工事施行上ノ都合ニ依ルモノ

三 連接加入ノ申込

四 現ニ加入者タルモノ又ハ申込登記ノ順番ニ依リ開通スヘキ加入申込者ト共同線加入トナリ得ヘキモノ

五 加入申込者所轄逓信局長ノ指示スル所ニ依リ電話施設ニ要スル費用又ハ物件ヲ政府ニ寄附スル場合ノ申込

第十二條 前條第五號ノ加入申込又ハ之ニ依リ開通シタル電話ニ關シテハ電話至急開通規則ヲ準用ス

第十三條 左記各號ノ一二該當スル場合ニ於

テハ電話ノ開通ハ申込登記ノ順番ニ依ラズ之ヲ繰延フヘシ但シ所轄通信局長ニ於テ特ニ其ノ必要ヲ認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラ

ス
一 同一名義ニ屬スル二箇以上ノ加入申込
中一箇以外ノモノ(同一ノ邸宅内ニ電話機設置場トスル
加入申込及同一ノ邸宅内ハ機内ニ居住スル
家族又ハ同居者等ノ名義ヲ以テスル加入
申込ハ同一名義ニ屬スルモノト見做ス)

二 工事施行上順番ニ依リ難キモノ
三 電話開通工事施行ノ猶豫ヲ請求シタル
モノ

第十四條 加入申込登記ノ順番ニ依リ開通シ得ヘキ共同線加入申込ニシテ相手方ナキトキハ相手方アルヲ俟テ之ヲ開通ス但シ相手方アル迄單獨加入ノ料金ヲ納ムルコトヲ申出ツルトキハ特ニ之ヲ開通ス

第十五條 電話ヲ開通シタルトキハ當該電話取扱局ニ於テ一加入毎ニ一箇ノ電話番號ヲ定ム但シ共同線加入ノ電話番號ハ工事上ノ必要アル場合ヲ除クノ外其ノ相手方ト又連接加入ノ電話番號ハ本加入ト同一ノ番號ヲ附ス

第十六條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ電話番號ヲ變更スルコトアルヘシ
一 加入種類ヲ變更シタルトキ
二 第四十八條ニ依リテ所屬替ヲ爲シタルトキ
三 同一加入區域内ニ於テ所屬電話取扱局ヲ異ニスルニ至リタルトキ

四 工事上ノ必要アルトキ
五 甲種ノ電話機増設ヲ爲シタルトキ
第十七條 左記各號ノ事項ハ之ヲ電話番號簿ニ掲載ス
一 電話番號
二 加入者ノ氏名、稱號
三 電話機設置場所

四 其ノ他交換取扱上必要ナル事項
左記各號ノ一ニ該當スル電話ニ關シテハ電話番號簿ノ掲載ヲ爲ササルコトアルヘシ
一 第八條ニ依ル請求ヲ爲シタルモノ
二 甲種ノ増設電話機ヲ共通ニ接続スル加入回線中一箇以外ノモノ
三 加入申込者又ハ加入者ニ於テ電話番號簿掲載ノ省略ヲ請求シタルモノ

第十八條 加入申込者又ハ加入者自己ノ電話番號索引ヲ便ナラシムル爲メ氏名、稱號等ノ區別ニ從ヒ電話番號簿中二箇所以上ニ名義ヲ掲載セムコトヲ望ムトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第十九條 加入申込者又ハ加入者自己ノ名義

ニ代フルニ電話機設置場所居住者ノ名義ヲ電話番號簿ニ掲載セムコトヲ望ムトキハ左記各號ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ但シ同一加入ニ對シ二人以上ノ者ノ名義ヲ掲載スルコトヲ得ス

一 加入申込登記順番及申込者名又ハ電話番號及加入者名
二 電話機設置場所
三 掲載名義
四 加入申込者又ハ加入者ト掲載名義人トノ關係

五 他人名義掲載ヲ必要トスル事由
第十九條ノ二 加入申込者又ハ加入者甲種増設電話機使用者ノ名義ヲ電話番號簿ニ掲載セムコトヲ望ムトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ但シ同一電話機ニ對シ二人以上ノ者ノ名義ヲ掲載スルコトヲ得ス

第十九條ノ三 加入申込者又ハ加入者甲種増設電話機又ハ加入回線ニ接続スル官廳用、私設若ハ市内専用電話機ノ電話番號及設置場所ヲ電話番號簿ニ掲載セムコトヲ望ムトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第二十條 加入申込者又ハ加入者前四條ノ請求ヲ取消サムトスルトキ又ハ該掲載ヲ廢止セントスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
第二十一條 單獨加入ト共同線加入ト相互變更セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

左記各號ノ場合ヲ除クノ外共同線加入ハ單獨加入ニ變更スルコトヲ得ス
一 申込登記順番ニ依ル開通期ニ達シタルトキ
二 第十一條第一號ニ準スルトキ
三 第十一條第五號ニ依リ單獨加入開通ニ相當スル費用若ハ物件ヲ寄附シ又ハ電話至急開通規則若ハ電話特別開通規則ニ依リ開通シタルモノナルトキ

四 前各號ノ一ニ該當スルモ相手方力之ニ該當セサル場合ハ其ノ相手方開通後一年ヲ經過シタルトキ
五 單獨加入ニ變更ノ際第十一條第五號ノ例ニ依リ之ニ要スル費用又ハ物件ヲ寄附スルトキ

連接加入ハ他ノ加入ト相互變更スルコトヲ得ス但シ第二十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

得ス但シ第二十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

得ス但シ第二十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條ノ二 連接加入カ自働式局ノ所屬トナルトキハ該連接加入ハ加入者ノ請求ヲ俟タス之ヲ共同線ニ變更ス
前項ノ規定ニ依リ連接加入ヨリ變更シタル共同線加入ハ前條第二項第一號ノ適用ニ付テハ其ノ變更ノ時ニ於テ加入申込ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十二條 第二十一條第五號ニ依リ單獨加入ニ變更シタル電話ニ關シテハ電話至急開通規則ヲ準用ス

第二十三條 加入者其ノ加入電話機及附屬物品ノ一時撤去ヲ爲サムトスルトキ又ハ加入申込者若ハ加入者其ノ電話機及附屬物品ノ設置場所ヲ變更セムトスルトキハ第三十一條ニ依リ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲ス加入者カ第三十五條第一項ニ依ル申請ヲ爲ス場合ヲ除クノ外其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ但シ新設置場所カ他人ノ邸宅又ハ構内ナルトキハ左記各號ノ事項ヲ該請求書ニ附記スヘシ

一 加入申込者又ハ加入者ト新設置場所居住者トノ關係

二 設置場所ノ變更ヲ必要トスル事由
前項ノ場合ニ於テ他人ノ所有ニ係ル家屋ニ電話機ヲ設置セムトスルトキハ其ノ家屋所有者ノ承諾書(別表第三)ヲ該請求書ニ添付スヘシ

第二十四條 共同線加入ノ電話機及附屬物品設置場所移轉ハ移轉先ニ於テ直ニ共同線加入トナリ得ル場合ニ限ル此ノ場合ニ於ケル相手方ハ現ニ加入者タルヲ要ス
連接加入ノ電話機及附屬物品設置場所ハ移轉スルトコトヲ得ス但シ第二條第二項ノ距離以內ニ於テ移轉スルハ本加入ト共ニ移轉スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 共同線加入ハ其ノ相手方力加入種類變更若ハ加入取消ヲ爲シタルトキ加入ヨリ除名セラレタルトキ又ハ第二條ノ距離以外ニ移轉シタルトキハ若シ相手方ヲ得ル迄其ノ電話取扱ヲ休止ス但シ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ單獨加入ノ料金ヲ納ムルトキハ電話取扱ヲ繼續ス
一 申込登記願書ニ依ル開通期ニ違シタルトキ

二 第十一條第一號ニ準スルトキ
三 第十一條第五號ニ依リ單獨加入開通ニ相當スル費用若ハ物件ヲ寄附シ又ハ電話至急開通規則若ハ電話特別開通規則ニ依リ開通シタルモノナルトキ
第二十一條ノ二第一項ノ規定ニ依リ連接加入ヨリ變更シタル共同線加入カ其ノ相手方

ヲ得サルトキ亦前項ニ同シ

第二十六條 連接加入ハ本加入カ名義變更、加入種類變更若ハ加入取消ヲ爲シタルトキ、加入ヨリ除名セラレタルトキ又ハ第二條ノ距離以外ニ移轉シタルトキ消滅ス但シ本加入名義變更ノ場合其ノ請求書ニ第六條第二項ノ承諾書ヲ添付スルトキニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十七條 加入申込者卓上電話機ノ設置ヲ請求セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

加入者卓上電話機ヲ普通電話機ニ、普通電話機ヲ卓上電話機ニ又卓上電話機ノ種別ヲ變更セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ卓上電話機設置ノ請求書ニハ其ノ種別ヲ附記スヘシ

第二十八條 加入者ハ増設機械ノ使用ヲ爲スコトヲ得、機械増設ノ種別裝置箇數ノ制限等左ノ如シ

一 受話機(筒形) 一加入ニ付一箇トス

二 電 鈴 一加入ニ付一箇トス

三 電話機
甲種(交換器ニ依リ接続スルモノ) 一加入ニ付一箇トス尚二箇以上ノ加入ニ付一箇トス
乙種(轉換器ニ依リ接続スルモノ) 一加入ニ付一箇トス尚二箇以上ノ加入ニ付一箇トス

自働式局所屬ノ加入者ハ本電話機ト電話シ得ル乙種増設電話機ノ使用ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 増設機械ハ左記ノ範圍ヲ超エテ裝置スルトコトヲ得ス
一 受話器、電鈴及本電話機ト電話シ得サル内 本電話機設置場所ト同一戸内
二 前號以外ノ増設電話機ト電話シ得サル内 本電話機設置場所ト同一ノ邸宅若ハ構内又ハ通信大臣ニ準スルモノト認ムル地域内

第三十條 所轄通信局長ニ於テ工事上又ハ交換取扱上支障アリト認ムルトキハ電話機ノ増設ヲ爲ササルコトアルヘシ

第三條第二項ニ依ル加入回線ニ對シテハ當該電話取扱局以外ノ局ニ屬スル加入回線ト共通ニ電話機ノ増設ヲ爲スコトヲ得ス

第三十一條 所轄通信局長ニ於テ必要アリト

認ムルトキハ加入申込者又ハ加入者ヲシテ
甲種増設電話機ノ設備ニ要スル物品及勞力
ヲ供給セシメ若ハ増設電話機ノ設備及維持
ヲ爲サシムルコトアルヘシ前項ニ依リ加入
者又ハ加入者ノ爲ス設備及維持ハ電話官署
ニ於テ爲スモノト同等以上ナルコトヲ要ス

第三十二條 甲種増設電話機相互間又ハ之ト

加入回線トノ交換取扱ハ所轄通信局長ノ指
示スル所ニ依リ加入者ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第三十三條 加入申込者又ハ加入者左記各號

ノ一ニ該當スル増設機械ヲ使用セムトスル
トキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出
スヘシ

一 受話機

二 電 鈴

三 同一ノ邸宅又ハ構内ニ於ケル乙種ノ増
設電話機ニシテ加入申込者又ハ加入者ニ
於テ其ノ設備及維持ヲ爲ササルモノ

第三十四條 加入申込者又ハ加入者前條第三

號以外ノ増設電話機ヲ使用セントスルトキ
ハ電話機増設申請書(第四號)ヲ當該電話取扱局
ヲ經テ所轄通信局長ニ差出シ其ノ許可ヲ受
クヘシ

第三十五條 第三十三條ノ請求ヲ爲シタル者

増設機械ノ種別、裝置等ヲ變更シ又前條ノ申
請ヲ爲シタル者第四號書式第一號乃至第四
號第九號乃至第十一號又ハ第十三號ノ事項
ヲ變更セムトスルトキハ前二條ノ規定ニ準
シ其ノ請求書又ハ申請書ヲ差出スヘシ前條
ノ申請ヲ爲シタル者第四號書式第八號第十
二號又ハ第十四號ノ事項ヲ變更シタルトキ
ハ遲滞ナク前條ノ規定ニ準シ届出ツヘシ加
入申込者又ハ加入者機械増設ノ請求若ハ申
請ヲ取消シ又ハ増設機械ノ使用ヲ廢止セム
トスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局
ニ差出スヘシ

第三十六條 加入申込者又ハ加入者第三十一

條ニ依リ増設電話機ノ設備ヲ爲ス場合ニ於
テ其ノ工事完了シタルトキハ遲滞ナク之ヲ
所轄通信局長ニ届出ツヘシ

第三十七條 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ

設備及維持ヲ爲ス加入者關係加入回線又ハ
増設電話機ノ通話ニ支障ヲ生スヘキ程度ノ
工事ヲ爲サムトスルトキハ豫メ當該電話取
扱局ニ之ヲ届出ツヘシ

第三十八條 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ

設備及維持ヲ爲ス加入者ハ電話官署ノ指示
スル所ニ依リ其ノ設備ノ狀況、維持ニ關スル

工事ノ種類、其ノ施工度數、工事擔當者ノ氏名

等ヲ記録シ置クヘシ
甲種ノ増設電話機ヲ使用スル加入者ハ當該
電話取扱局ノ指示スル所ニヨリ其ノ増設電
話機ニ關スル通話上ノ故障ノ有無ヲ試験ス
ヘシ

第三十九條 第三十一條ニ依リ直接増設電話

機ノ設備及維持ニ從事スル者又ハ第三十二
條ニ依リ直接交換取扱ニ從事スル者電話官
署ノ指示ニ從ハサルトキ又ハ所轄通信局長
ニ於テ不適當ト認メタルトキハ加入者ヲシ
テ之ヲ變更セシムヘシ

第四十條 加入電話機設置場所同一ノ邸宅

又ハ構内ニ於テ電信法第二條第一號若ハ官
廳用電信電話規程第一條第一號ニ依リ自己
力施設スル電話機又ハ市内專用電話規則ニ
依リ自己力使用ノ許可ヲ得タル電話機ヲ加
入回線ニ接続セムトスルトキハ電話機接続
申請書(第五號)ヲ當該電話取扱局ヲ經テ所轄通
信局長ニ差出シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第四十一條 第二十七條第三十三條若ハ第三

十五條第一項ノ請求ヲ受理シ又ハ第三十四
條第三十五條若ハ前條ノ申請ヲ許可シタル
後ト雖工事上又ハ交換取扱上其ノ他已ムテ
得サル事情アルトキハ之ヲ取消シ又ハ其ノ
裝置方法、加入回線數、機械ノ種別箇數等ヲ變
更シ若ハ變更セシムルコトアルヘシ

第四十二條 加入申込者其ノ申込ヲ取消サム

トスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局
ニ差出スヘシ

第四十三條 電話加入期間ハ電話開通ノ日ヨ

リ起算シ單獨加入及共同線加入ハ一年トシ、
連接加入ハ三月トス

一年ニ滿タサル一定ノ期間經過後加入取消

ヲ條件トシ第十一條第一號ニ依リ開通シタ
ル電話ハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ加入期間
ヲ三月トス

前二項ノ期間ヲ起エテ加入ヲ繼續スル場合

ニ於テ其ノ末日カ第五十九條各期ノ中途ナ
ルトキハ該期末日迄ノ日數ヲ附加ス

前各項ノ加入期間以後ハ毎三月ヲ以テ一加
入期間トス

第四十四條 加入者其ノ加入ヲ取消サムトスルトキハ當該加入期ノ末日ヨリ十五日以前ニ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ其ノ請求ヲ爲ササル者ハ次期ノ加入ヲ繼續スルモノト看做ス

第四十五條 加入申込者ノ名義ハ第四十六條ノ場合ヲ除クノ外之ヲ他人ノ名義ニ變更スルコトヲ得ス

加入者其ノ加入名義ヲ變更セムトスルトキハ當事者ノ連署シタル請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出シ其ノ承認ヲ受クヘシ但シ新名義人ノ所有ニ非サル家屋ニ電話機ヲ設置セラルモノナルトキハ其ノ家屋所有者ノ承諾書^(第三號)ヲ請求書ニ添附スヘシ

第四十六條 加入申込者又ハ加入者死亡ノ場合ニ於テ其ノ加入申込又ハ加入ヲ繼承セムトスル者ハ其ノ相続人タルノ證明書ヲ添ヘ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第四十七條 第十一條第一號ニ依リ開通シタル電話ハ開通後五年ヲ經過スルニ非サレハ同號以外ノモノノ名義ニ變更スルコトヲ得ス但シ逓信大臣ニ於テ特ニ認可シタル場合ハ此ノ限りニ有ラス

連接加入ハ之ヲ他人ノ名義ニ變更スルコトヲ得ス但シ前條ノ場合ニ於テ第六條第二項ノ承諾書ヲ添附シテ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十八條 加入區域變更ノ爲電話機設置場所他ノ加入區域内トナリタルトキハ所屬ヲ變更シ又加入區域外トナリタルトキハ其ノ加入申込又ハ加入ヲ取消ス但シ該加入者カ第三條第二項ニ依リ加入シタルモノナルトキ若ハ加入ヲ繼續セムトスルトキ又ハ該加入申込者カ同項ニ依リ加入セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條 特設電話規則第二十五條第二項ニ依リ本令ニ依ル加入ニ變更シタル者又ハ官廳用電信電話規程若ハ私設電信規則ニ依ル電信電話ヲ廢止シテ加入シタル者ニ對シ逓信大臣ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ一回線ニ依リ四加入迄共同線加入ヲ爲サシムルコトアルヘシ

前項ニ依ル共同線加入者ハ其ノ名義又ハ電話機設置場所ノ變更ヲ爲スコトヲ得ス

第五十條 電話開通工事著手ノ際加入申込者ノ所在不明ナルトキ及加入申込者又ハ加入者死亡ノ場合ニ於テ管理人又ハ相続人ヨリ何等申出ナキトキハ其ノ加入申込又ハ加入ヲ取消スコトアルヘシ

第十一條第一號ニ依リ開通シタル電話力開通後五年ヲ經過セサル以前ニ於テ其ノ開通ノ事由消滅シタルトキハ其ノ加入ヲ取消スコトアルヘシ

第五十一條 逓信大臣ハ特ニ必要ト認ムル者ニ限り電話線ノ専用ヲ許可スルコトアルヘシ其ノ専用ニ關スル條件料金等ハ別ニ之ヲ定ム

第五十二條 加入申込者ハ加入登記料ヲ納ムヘシ單獨加入ト共同線加入ト相互變更ノ場合ハ新ニ登記料ヲ要セス

特別加入區域ニ屬スヘキ加入申込者ハ電話線接続料ヲ納ムヘシ但シ第四條ニ依リ電話線路ノ引渡ヲ爲シタル場合ハ之ヲ免除シ又第十一條第五號ニ依リ費用又ハ物件ヲ寄附シタル場合ハ特ニ之ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十三條 加入者其ノ名義ヲ變更セムトスルトキハ第四十六條ノ場合ヲ除クノ外名義替換料ヲ納ムヘシ

第五十四條 加入申込者又ハ加入者第十九條乃至第十九條ノ三ノ請求ヲ爲ストキハ左ノ電話番号簿掲載料ヲ納ムヘシ

一 第十九條ノ請求ニ對シテハ他人名義ノ掲載料
二 第十九條ノ二ノ請求ニ對シテハ甲種増設使用者名義ノ掲載料
三 第十九條ノ三ノ請求ニ對シテハ増設及接続電話機設置場所ノ掲載料

加入申込者又ハ加入者第十八條ノ請求ヲ爲ストキハ重複掲載ノ電話番号簿掲載料ヲ納ムヘシ第十九條ノ請求ヲ爲シタル場合一箇所ヲ超過スル分又ハ第十九條ノ二ノ請求ヲ爲シタル場合同一使用者ニ就キ一箇所ヲ超過スル分ノ掲載ニ對シ亦同シ

前二項ノ料金ハ一會計年度毎ニ之ヲ課ス但シ會計年度ノ中途ニ於テ掲載ヲ爲シ又ハ掲載ヲ取消シタル場合ト雖年額ヲ徵收シ又掲載後會計年度ノ中途ニ於テ料金ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ會計年度ノ料金ハ異動前ノ額ニ依ル

會計年度ノ末日ヨリ十五日以前ニ第二十條ニ依ル請求書ヲ差出ササルトキハ次ノ會計年度ニ屬スル料金ヲ徵收ス

第五十五條 加入者ハ電話使用料ヲ納ムヘシ左記各號ノ一二該當スル加入者ハ附加使用料ヲ納ムヘシ

- 一 特別加入區域内ニ在ルモノ
- 二 第七條ノ通話ヲ爲スモノ

三 第二十七條ニ依リ卓上電話機ヲ使用スルモノ

四 第二十八條ニ依リ増設機械ヲ使用スルモノ

五 第四十條ニ依リ官廳用、私設又ハ市内專用電話機ノ接続ヲ爲スモノ

第五十六條 加入者第二十三條ノ請求ヲ爲ストキハ機械移轉料ヲ納ムヘシ

電話機設置場所又ハ加入種類ノ變更其ノ他加入者ノ請求ニ因リ當該電話取扱局ノ普通加入區域外ニ於テ電話線路ノ變更ヲ要スルトキハ單ニ其ノ電話線路ヲ短縮スル場合ヲ除クノ外電話線接続料ヲ納ムヘシ但シ第二十一條第二項第五號ニ依ル場合又ハ第四條ニ依リ電話線路ノ引渡ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十七條 遞信大臣ニ於テ必要ト認ムル通信事務上ノ電話加入ニ關シテハ前數條ノ規定ニ拘ラス之ヲ無料トス

電話ノ障礙又ハ交換ノ取扱ニ關シ特ニ指定シタル電話官署ノ加入電話ニ對シ加入者ノ爲ス市内通話ニ對シテハ第五十八條第一項第一號中ノ度數料ヲ課セス

第五十八條 電話ニ關スル料金ハ左ノ如シ但シ第一號ノ電話使用料ハ電話至急開通規則ニ依リ開通シタル電話ニ對シ之ヲ特定スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ別ニ之ヲ告示ス

土地ノ種類		甲地	乙地	丙地	丁地	戊地	己地	庚地	辛地	壬地
均一料金制施行地年額	單獨加入	九十四圓	八十二圓	七十四圓	六十六圓	六十圓	五十五圓	四十五圓	四十圓	三十四圓
	共同線加入	六十圓	五十五圓	四十五圓	四十圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓
	連接加入	三十四圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓	三十四圓

二 加入登記料、名義書換料及電話番號簿載料

土地ノ種類		甲地	乙地	丙地	丁地	戊地	己地	庚地	辛地	壬地
加入登記	單獨加入	二十圓	二十圓	十五圓	十五圓	十三圓	十圓	十圓	五圓	五圓
	共同線加入	八圓	八圓	六圓	六圓	四圓	四圓	二圓	二圓	二圓
	連接加入	八圓	八圓	六圓	六圓	四圓	四圓	二圓	二圓	二圓
名義書換料		十五圓	十圓	八圓	六圓	四圓	四圓	三圓	三圓	三圓
重復掲載一箇所毎ニ		六圓	五圓	四圓	三圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓
電話番號簿載	他人名義掲載	三十圓	二十五圓	二十圓	十六圓	十三圓	十圓	八圓	八圓	八圓
	他人名義掲載	十八圓	十五圓	十二圓	十圓	八圓	六圓	五圓	五圓	五圓
額	増設及改定電話番號簿載料	三圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓

三 附加使用料

一 特別加入 町程一町迄毎二年額四圓

土地ノ種類		甲地	乙地	丙地	丁地
電話使用料	單獨加入	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓
	共同線加入	三十三圓	二十九圓	二十五圓	二十一圓
	連接加入	十六圓	十六圓	十六圓	十六圓
度數	市内通話	三錢	三錢	三錢	三錢
	一度毎ニ	三錢	三錢	三錢	三錢

一 電話使用料

土地ノ種類 甲地 乙地 丙地 丁地

基本額 共同線加入 三十三圓 二十九圓 二十五圓 二十一圓

連接加入 十六圓 十六圓 十六圓 十六圓

度數 市内通話 三錢 三錢 三錢 三錢

一度毎ニ 三錢 三錢 三錢 三錢

度數料ハ通話ヲ請求シタル加入者ニ之ヲ課ス

自働式局所屬共同線加入者ノ爲シタル通話ニ對スル度數料ハ其ノ相手方ノ分ト合算シ度數料納付責任者ニ之ヲ課ス

自働式局所屬共同線加入者ハ何レカ其一方ヲ度數料納付責任者ニ定メ雙方連署シ當該電話官署ニ届出ツヘシ度數料納付責任者ヲ變更スルトキ又同シ

共同線加入者方前項ノ届出ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ届出ヲ爲シタル場合ト雖度數料納付責任者ニ於テ度數料ヲ納付セザルトキハ相手方ノ分ト合算シタル度數料ナ平分シテ之ヲ各別ニ課ス

同一共同線加入者相互間ノ通話ニ對シテハ度數料ヲ課セス

時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ發售スル新聞社又ハ新聞通信社ノ特主ノ名義ニ屬スル加入電話ニシテ且當該加入者ノ申請ニ依リ所轄遞信局長ニ於テ該事業ノ專用ニ供スルモノト認メタルモノニ對スル度數料ハ市内通話一度毎ニ一錢五厘トス

入區域外ニ於ケル關係電話線路ト普通加入區域ノ遠端ヨリ電話機設置場所ニ至ル最近道路トナシ較シ何レカ其ノ距離ノ短キモノニ依ル

第三條第二項ニ依ル加入ナルトキハ更ニ左記金額ヲ附加ス但シ同項ニ依ル開通又ハ電話機移轉ノ日ヨリ起算シ該附加金額カ當該電話取扱局ノ加入區域外ニ於ケル電話線路ノ建設費ニ相當スル金額ニ達スル迄之ヲ免除ス其ノ建設費相當額ハ逕信大臣ノ決定スル所ニ依ル

甲種(乙種)ノ地及丁種ノ料率
 合算ノ金額ニ付スル場合
 一 五錢 五錢 五錢
 戊地ノ交換ニ
 一 額 九十圓 九十圓 九十圓

特設電話規則第二十五條第二項ニ依リ本令ニ依ル加入ニ變更スル加入者ノ電話機設置場所カ當該電話取扱局ノ加入區域外トナリヨルトキハ其ノ變更ノ日ヨリ起算シ十年間本料金ヲ減免スルコトアルヘシ但シ本令ニ依ル加入ニ變更シタル後第四十五條第二項ニ依リ加入名義ヲ變更シ又ハ當該電話取扱局ノ加入區域外ニ於テ邸宅外又ハ構外ニ電話機ヲ移轉スルトキハ逕信大臣ニ於テ特ニ已ムヲ得サル事情アリト認ムル場合ヲ除クノ外其ノ事實ヲ生シタル日ノ翌日ヨリ前記ノ率ニ依ル料金ヲ課ス

- 一 長距離電話 一筒毎二年額 十四圓
- 一 用電料率 一筒毎二年額 十八圓
- 一 桌上電話機 一筒毎二年額 十八圓
- 一 増設機械 一筒毎二年額 十八圓
- 一 受話器 一筒毎二年額 十八圓
- 一 電鈴 一筒毎二年額 十八圓

電話機

種甲
 一 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 二 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 三 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 四 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 五 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 六 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 七 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 八 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 九 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 十 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓

種乙
 一 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 二 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 三 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 四 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 五 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 六 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 七 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 八 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 九 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓
 十 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス場合 八圓

(特種ノ裝置ヲ爲ストキハ本料金ヲ特定ス)

ルコトアルヘシ)

- 一 官廳用及私設電話機接續 一筒毎二年額 八圓
- 一 市内專用電話機接續 一筒毎二年額 五圓
- 一 電話機接續料 當該電話取扱局ノ特別加入區域内町程一町迄毎ニ 十八圓
- 一 本號ノ町程ハ當該電話取扱局ノ特別加入區域内ニ於ケル關係電話線路ト普通加入區域ノ極端(特別加入區域内ニ於ケル電話線路)ヨリ電話機設置場所ニ至ル最近道路(電話取扱局ノ加入區域外ニ於ケル電話線路)ノ距離ノ短キモノニ依ル
- 一 第三條第二項ニ依ル加入ナルトキハ當該電話取扱局ノ加入區域内ニ於ケル電話線路ノ建設費ヲ附加ス
- 一 機械移轉料 一筒毎二年額 四圓
- 一 同ノ邸宅又ハ構内ニ於ケル移轉又ハ機械一時撤去 一筒毎二年額 三圓
- 一 電話機 一筒毎二年額 三圓
- 一 附設電鈴 一筒毎二年額 三圓
- 一 附屬物品(電話機、電鈴等ハ移轉ノ時ニ付テハ其ノ費用ハ別ニ課ス) 一筒毎二年額 三圓
- 一 附屬交換機及其ノ附屬物品(電話機、電鈴等ハ移轉ノ時ニ付テハ其ノ費用ハ別ニ課ス) 一筒毎二年額 三圓
- 一 他ノ邸宅又ハ構内ヘノ移轉 三十圓(電話機、電鈴等ハ移轉ノ時ニ付テハ其ノ費用ハ別ニ課ス)
- 一 前項上地ノ種別ハ左記ノ標準ニ依リ該地ノ交換ニ屬スル加入者數ニ應シテ決定メ別ニ告示ス但シ機械設備其ノ他工事上ノ關係等ニ依リ該標準ニ依ラス之ヲ定ムルコトアルヘシ

- 甲 地 加入者 十萬以上
 - 乙 地 同 五萬以上
 - 丙 地 同 二萬以上
 - 丁 地 同 五千以上
 - 戊 地 同 二千以上
 - 己 地 同 八百以上
 - 庚 地 同 四百以上
 - 辛 地 同 二百以上
 - 壬 地 同 百九十九以下
- 第五十八條ノ二 度數料ヲ課スヘキ通話度數ハ當該電話取扱局ノ算定スル所ニ依ル左記各號ノ一ニ該當スル場合ノ通話ハ之ヲ前項ノ通話度數ニ算入セス
- 一 設備ノ障礙又ハ電話官署ノ過失ニ因リ通話ノ中途ニ於テ通話不能トナリタルトキ
- 二 電話通話規則第十二條ニ依リ接續ヲ中斷シタルトキ
- 第五十九條 電話使用料及附加使用料ハ年額ヲ四分シ左ニ掲クル四期ノ別ニ從ヒ每一期分ヲ其ノ期ノ初月末日迄ニ之ヲ當該電話官署ニ納ムヘシ但シ度數料金制施行地ニ於ケル度數料ハ每一期分ヲ其ノ次期ノ初月末日

迄ニ納ムヘシ

- 第一期 四月一日ヨリ六月三十日迄
- 第二期 七月一日ヨリ九月三十日迄
- 第三期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄
- 第四期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第六十條 電電開通カ前條各期ノ中途ナルトキハ其ノ初期ノ電話使用料及附加使用料ハ電話開通ノ日ヨリ起算シ其ノ期ノ末日ニ至ル迄ノ日數ニ應シ年額金ノ日割ヲ以テ開通ノ日ヨリ十五日以内ニ當該電話官署ニ之ヲ納ムヘシ其ノ加入後新ニ附加使用料ヲ納ムヘキ場合亦同シ

第六十一條 電話官署ノ過失ニ因リ徵收シタル過納及誤納ノ料金ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

第五十九條 各期ノ中途ニ於テ電話使用料又ハ特別加入ノ附加使用料ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ期分ハ年額金ノ差額ヲ基トシ日割ヲ以テ過不足額ヲ算出シ過額額ハ請求ニ依リ之ヲ還付シ不足額ハ異動ノ日ヨリ十五日以内ニ之ヲ徵收ス特別加入以外ノ附加使用料方増加スヘキ場合又ハ第四十一條ニ因リ附加使用料方減少スヘキ場合亦之ニ進ス第五十九條各期ノ中途ニ於テ第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ連接加入ヨリ共同線加入ニ變更シタル場合ニ於ケル前項ノ不足額ハ之ヲ徵收セス

第六十二條 加入者第四十三條ノ加入期間内ニ於テ加入ヲ取消シ若ハ取消サレタルトキ、加入ヨリ除名セラレタルトキ又ハ加入取消シタルトキハ電話使用料及附加使用料ノ未納額ヲ一時ニ納ムヘシ
加入者第四十四條ノ取消請求期限ヲ過キテ加入取消ノ請求ヲ爲シタルトキ又ハ第六十九條第三項ノ場合ニ於テ當該加入期ノ末日ヨリ十五日以前ニ第七條第二項第二十七條第二項第三十五條ノ請求若ハ申請ヲ爲ササルトキハ其ノ次期ニ屬スル電話使用料及附加使用料ヲ納ムヘシ

第六十三條 電話番號簿掲載料ハ毎會計年度ノ初月一日ヨリ十日迄ニ當該電話官署ニ之ヲ納ムヘシ但シ掲載初年度ノ料金ハ當該電話官署ノ指定シタル期日迄ニ之ヲ納ムヘシ
第六十四條 名義書換料及機械移轉料ハ其ノ請求ヲ爲ストキ又加入登記料及電話線接続料ハ當該電話官署ノ指定スル期日迄ニ之ヲ納ムヘシ

第六十五條 電話ニ關スル料金ハ特定ニ定ムル

場合ヲ除クノ外通貨ヲ以テ納ムヘシ但シ名義書換料及機械移轉料ハ郵便切手ヲ以テ納ムヘシ

第六十六條 左記ノ場合ニ於ケル加入登記料

- 一 第二十六條ニ依リ加入申込ノ消滅シタルトキ
- 二 第四十八條ニ依リ加入申込ヲ取消シタルトキ

- 三 加入申込者法人ニシテ解散ノ爲加入申込ヲ取消シタルトキ
- 四 申込後二年ヲ超過シタル加入申込ヲ取消シタルトキ

第六十七條 左記ノ場合ニ於ケル電話使用料及附加使用料ハ年額金ノ日割ヲ以テ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ加入者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス

- 一 第二十五條ニ依リ共同線加入ノ電話取扱ヲ休止シタルトキハ其ノ休止中ニ係ルモノ
- 二 第二十六條ニ依リ加入消滅シタルトキ又ハ第四十八條ニ依リ加入ヲ取消シタルトキハ其ノ加入消滅又ハ加入取消ノ翌日以後ニ係ルモノ

- 三 加入者ノ故意又ハ過失ニ因ラスシテ電話不通十五日以上ニ涉リタルトキ其ノ不通期間ニ係ルモノ但シ加入者復舊工事ノ延期ヲ請求シタルトキハ其ノ日數ヲ除ク前項第三號不通ノ日數ハ當該電話官署ニ於テ其ノ事故ヲ認メタル日ヨリ起算ス

第六十八條 左記各號ノ料金ハ之ヲ免除ス但シ料金既納ニ係ルトキハ加入申込者又ハ加入者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス

- 一 第十八條乃至第十九條ノ三ニ依ル請求ヲ其ノ掲載手續著手前ニ於テ取消シタル場合ノ電話番號簿掲載料
- 二 第二十三條ニ依ル請求ヲ其工事著手前ニ於テ取消シタル場合ノ機械移轉料
- 三 第五十二條第二項又ハ第五十六條第二項ニ依リ電話線接続料ヲ納ムヘキ事實カ其ノ工事著手前ニ於テ消滅シタル場合ノ電話線接続料

第六十九條 加入者第四十三條ノ加入期間内ニ於テ加入ヲ取消シ若ハ取消サレタルトキ又ハ加入ヨリ除名セラレタルトキト雖其ノ期間内ニ屬スル電話使用料ハ之ヲ免除セス

第七十九條又ハ第八十條ニ依リ通話ヲ停止セラレタルトキハ其ノ停止期間中ノ電話使用料及附加使用料ハ之ヲ免除セス

第五十九條各期ノ中途ニ於テ附加使用料ヲ減少又ハ消滅スヘキ事實ヲ生シタル場合ト雖共ノ期ニ屬スル分ハ之ヲ免除セス但シ第六十一條第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七十條 第六十一條第六十六條第六十七條又ハ第六十八條ニ依ル料金ノ還付請求ハ當該電話官署ニ之ヲ爲スヘシ其ノ請求期間左ノ如シ
一 第六十六條ニ依ル場合ハ加入申込消滅又ハ取消ノ日ヨリ六十日間
二 第六十一條又ハ第六十七條ニ依ル場合ハ料金納付ノ日ヨリ五月間
三 第六十八條ニ依ル場合ハ料金納付ノ日ヨリ六十日間

第七十一條 電話ニ關スル料金ノ還付ハ通貨ヲ以テ納メタルモノハ通貨郵便切手ヲ以テ納メタルモノハ郵便切手ヲ以テスヘシ
第七十二條 加入者ノ使用ニ供スル電話線、電話機及附屬物品ハ電話官署ニ於テ之ヲ設備ス但シ第四條ニ依リ電話線路ノ引渡ヲ爲サシムル場合又ハ第三十一條ニ依リ加入申込者又ハ加入者ヲシテ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲サシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ電話官署ニ於テ設備スヘキ電話線、電話機及附屬物品ヲ加入者又ハ電話機設置家屋ノ所有者其ノ他ノ利害關係者ニ於テ供給セムトスルトキハ第三十一條ニ依ル場合ヲ除クノ外當該電話取扱局ヲ經テ所轄通信局長ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ所轄通信局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ
第七十二條ノ二 通信大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ火災ニ際シ消防官署ヲシテ加入者ノ使用中ニ非サル加入回線ニ電話機ヲ接續シテ火災消防上緊急ヲ要スル通話ヲ爲サシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ當該加入者ハ該通話ヲ妨グルコトヲ得ス
第七十三條 電話官署ハ吏員ヲ派遣シ電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品並第三十八條ニ依ル記録等ヲ點檢シ又ハ交換取扱等ニ關スル指示ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證據ヲ携帯セシムヘシ

第七十四條 電話官署ハ加入者ノ使用ニ供スル電話線、電話機及附屬物品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ電線、機械等ノ裝置シアリタル造營物ヲ原形ニ修復スルノ費ニ任

セス
第七十五條 加入者ノ故意又ハ過失ニ因リ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅若ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ヲ亡失毀損シタルトキ又ハ第七十八條ニ違反スル所爲ニ因リ復舊工事ヲ要スルトキハ加入者ニ於テ其ノ補充又ハ修繕ニ要スル費用ヲ辨償スヘシ

第七十六條 加入者ハ報酬ヲ受ケ其ノ使用ニ供スル電話機ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ報酬ヲ受ケル者ニ之ヲ貸與スヘカラス
第七十七條 本加入者、連接加入者及共同線加入者ハ當該電話官署ノ指示スル機械特殊取扱方法ニ從ヒ相手方加入者ノ通話ニ關シ妨害トナル方如キ所爲アルヘカラス

第七十八條 加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ヲ濫リニ取外シ若ハ移轉シ又ハ裝置方法ヲ變更シ若ハ之ヲ分解スヘカラス但シ水火其ノ他ノ事變ニ際シ保護ノ目的ニ出テタル場合ハ此限ニ在ラス
加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ニ對シ濫リニ他ノ線條機械等ヲ連結スヘカラス

第七十九條 加入者電話使用料附加使用料、電番號簿掲載料又ハ通話ニ關スル料金ヲ規定ノ期日迄ニ納付セザルトキ又ハ第七十五條ノ補修費ヲ辨償セザルトキハ其ノ滞納ノ期間通話ヲ停止スヘシ
左記各號ノ一ニ該當スル加入申込者又ハ加入者本令又ハ電話官署ノ指示ニ從ハザルトキハ其ノ通話ヲ停止シ又ハ第三十四條若ハ第四十條ニ依ル許可ヲ取消スヘシ

第三十一條ニ依リ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲スモノ
第四十條ニ依リ私設電話機等ヲ接續スルモノ
第三十二條ニ依リ交換ノ取扱ヲ爲スモノ

第八十條 前條ニ依ル通話停止期間三十日以上ニ及ヒタルトキ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ヒタルトキハ加入ヨリ除名スルコトアルヘシ
加入者故ナク第七十三條ノ點檢ヲ拒ミタルトキ又ハ第七十六條乃至第七十八條ニ違反シタルトキハ六月以内通話ヲ停止シ又ハ加入ヨリ除名スヘシ

加入者故ナク第七十三條ノ點檢ヲ拒ミタルトキ又ハ第七十六條乃至第七十八條ニ違反シタルトキハ六月以内通話ヲ停止シ又ハ加入ヨリ除名スヘシ

第八十一條 前條ニ依リ加入ヨリ除名セラレタル者ハ其ノ除名ノ日ヨリ一年ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ同一ノ加入區域内ニ於テ加入申込又ハ加入ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

第八十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第八十四條 第五十四條第一項及第二項ノ規定ハ當分ノ内官廳ノ加入ニ係ル電話ニ關シ之ヲ適用セス

第八十五條 大正七年^{六月}逡信省令第四十號附則第二項ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第八十六條 明治三十三年^{九月}逡信省令第六十六號ハ之ヲ廢止ス

第八十七條 明治三十三年^{九月}逡信省令第六十六號ニ依リ加入シタル電話及本令施行前舊電話規則第二十五條ノ一又ハ第二十五條ノ二ニ依リ加入區域外ヨリ加入シタル電話ハ第三條第二項ニ依リ加入シタルモノト看做ス但シ特別加入ニ對スル附加使用料ノ率ニ關シテハ本令施行ノ日ヨリ起算シ十年間仍從前ノ例ニ依ル前項ニ依ル加入者本令施行後第四十五條第二項ニ依リ加入名義ヲ變更シ又ハ當該電話取扱局ノ加入區域外ニ於テ邸宅外又ハ構外ニ電話機ヲ移轉シタルトキハ逡信大臣ニ於テ特ニ已ムヲ得サル事情アリト認ムル場合ヲ除クノ外同項但書ノ規定ヲ適用セス

第八十八條 本令施行前加入回線ニ接続シタル官廳用、私設及市内專用電話機ノ設備カ本令ノ規定ニ適合セサルモノト認ムルトキハ之ヲ改修セシメ其ノ維持方法、交換取扱方法等ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第八十九條 前條ノ加入者ハ第五號書式第七號及第十一號ノ事項ニ關シ第三十五條第二項ニ準スル届出ヲ爲スヘシ

第九十條 大正十四年度以降ニ於ケル第十一條第五號ノ共同線及連接加入ノ申込又ハ之ニ依リ開通シタル電話同年度以降ニ於テ第二十一條第五號ニ依リ單獨加入ニ變更シタル電話ニ關シテハ第十二條又ハ第二十二條ノ規定ヲ適用セス

ハ、電話加入申込制限ノ件(大正八年六月七日舊令第五十七號)

電話規則ニ依ル加入申込ハ當分ノ内規規則第十一條第一號ニ依リ特急架設ヲ爲スモノ、同條第五號ニ依ル費用又ハ物件ノ寄附ヲ許可スルモノ、電話至急開通規則第四條ノ申請ヲ受理シタルモノ及當該會計年度内ニ於テ開通スヘキ共同線加入ノ連接加入ノ申込ニ限り之ヲ受理ス
本令ハ公布ノ日(大正八年六月七日)ヨリ之ヲ施行ス

二、電話至急開通規則 (大正十七年六月四日)

- 第一條 電話規則ニ依ル單獨加入ヲ爲サムトスル者同規則第九條ノ規定ニ依ラス至急開通ヲ希望スルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ至急開通ノ申請ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 至急開通ノ電話ハ當該會計年度ノ工事トシテ之ヲ開通セシム
- 第三條 至急開通ヲ爲スヘキ電話取扱局ノ開通豫定數、至急開通料及至急開通申請受付期間ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第四條 至急開通ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ至急開通申請書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 第五條 至急開通ノ申請力當該電話取扱局ノ開通豫定數ヲ超過スルトキハ左ノ順位ニ依リ之ヲ受理ス
- 第一 遷信大臣ニ於テ公益上ノ必要アリト認ムルモノ
- 第二 抽籤ニ依ルモノ
- 前項各號別申請受理數ハ第三條ノ事項ト共ニ之ヲ告示ス
- 第六條 左記各號ノ一ニ該當スル至急開通ノ申請ハ之ヲ受理セス
- 但シ所轄選信局長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 一 同一人ニ於テ二箇以上ノ申請ヲ爲ス場合ニ於ケル一箇以外ノ申請
- 二 同一ノ邸宅又ハ場屋內ニ於テ單獨加入電話ヲ有スル者ノ申請
- 三 當該會計年度ニ於テ電話規則第九條ニ依リ開通スヘキ加入申込ヲ有スル者又ハ電話規則第二十一條ニ依リ單獨加入ニ變更スルコトヲ得ヘキ共同線加入ヲ有スル者ノ申請
- 四 前會計年度初日以降ニ於テ加入電話ノ名義ヲ變更シタル者ノ申請
- 五 加入電話ヲ自己ノ居所、住所又ハ業務ニ使用スル場所以外ニ設置シ居ル者ノ申請
- 六 自己ノ居所住所又ハ業務ニ使用スル場所以外ヲ電話機設置場所トスル者ノ申請
- 七 工事上ノ都合ニ依リ開通スルコトヲ得サル申請前項ノ適用上同一ノ邸宅ニ居住シ又ハ同一ノ場屋ヲ使用スル者ハ同一人ト看做ス
- 第七條 至急開通ノ申請者死亡ノ場合ニ於テ該申請ヲ繼承セムトスル者ハ其ノ相續人

タルノ證明書ヲ添ヘ之ヲ請求書ヲ當該電話取扱局ニ提出スヘシ

第八條 至急開通ノ申請ニ就キ受理不受理ヲ決定シタルトキハ所轄選信局ヨリ之ヲ申請者ニ通知ス

第九條 前條ノ申請受理通知後ト雖開通前ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ受理ノ決定ヲ取消ス

一 申請力第六條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

二 申請者力當該電話取扱局ノ加入區域外ニ移轉シタルトキ (電話規則第三條第一項ニ依リ加入區域外ニ移轉シタルトキ)

三 申請者所在不明ト爲リ又ハ死亡シタルトキ (第七條ニ依リ申請ノ取消)

四 申請者法人ニシテ解散シタルトキ

第十條 至急開通ノ申請者受理ノ通知ヲ受ケタルトキハ指定期間內ニ至急開通料ヲ納ムヘシ但シ該料金納付ノ擔保トシテ之ニ相當スル額ノ現金ヲ供託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ該期間內ニ其ノ供託受入書ヲ當該電話官署ニ提出スヘシ

前項但書ニ依ル申請者ハ開通ノ日ヨリ起算シ三日迄 (其ノ末日又ハ開通ノ日力次ノ會計年度ニ屬スル日) 迄ニ至急開通料ヲ納ムヘシ但シ其ノ供託金ヲ以テ之ニ充當スルコトヲ得第一項ニ依ル供託金ノ利息ハ申請者ニ於テ受取ルヘキモノトス

第十一條 至急開通ノ申請者ニシテ至急開通ヲ爲スヘキ加入申込ヲ有セサル者前條ニ依リ至急開通料ヲ納付シタルトキハ電話規則ニ依ル加入申込ヲ爲シタル者ト看做ス但シ此場合ニ於テハ電話規則第十條ノ規定ヲ適用セス

第十二條 至急開通ノ申請者第十條ニ依リ至急開通料ヲ納メス且供託受入書ヲ提出セサルトキハ該申請ハ其ノ效力ヲ失フ

第十三條 至急開通ノ申請者ハ其ノ電話機設置場所ヲ變更シ又ハ受理ノ通知後其ノ申請ヲ取消スコトヲ得ス但シ所轄選信局長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 至急開通料ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ還付又ハ免除セス

一 電話規則第六十一條第一項ニ依ルトキ

二 第九條ニ依リ申請受理ノ決定ヲ取消シタルトキ

三 第十三條但書ニ依リ申請ヲ取消シタルトキ

前項ニ依ル至急開通料ノ還付ニ關シテハ電話規則第六十六條第七十條及第七十一條ノ

規定ニ依リ之ヲ行フ

規定ヲ準用ス

第十五條 至急開通電話ニ關シテハ開通後五年ヲ經過スルニ非ツレハ電話番號簿ニ他人名義ヲ掲載スルコトヲ得ス

第十六條 至急開通電話ハ所轄逓信局長ニ於テ已ムヲ得サルモノト認メ特ニ許可シタル場合ヲ除クノ外開通後五年ヲ經過スルニ非サレハ其ノ加入名義又ハ電話機設置場所ヲ變更スルニトヲ得ス

第十七條 至急開通電話ニ關シ前條ノ規定ニ違反シテ加入名義又ハ電話機設置場所ノ變更ヲ目的トスル契約ヲ爲シタル者又ハ電話規則第七十六條ノ規定ニ違反スル所爲アリタル者又ハ自己ノ爲ニ他人ノ名義ヲ用キ若ハ他人ノ爲ニ自己ノ名義ヲ用キテ至急開通ハ申請ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ場合ニ於テハ當該加入又ハ加入申込ハ其ノ名義ノ何人タルヲ問ハズ之ヲ取消ス

第十八條 第十六條ノ期間經過ナ條件トシテ至急開通電話ノ加入名義若ハ電話機設置場所ノ變更ヲ豫約セタリト認ムルトキハ當該加入又ハ加入申込ハ之ヲ取消ス

第十九條 本令ニ依リ刑ニ處セラレタル者ハ其裁判確定後五年間加入又ハ加入申込ヲ取消サレタル者ハ取消日ノ處スル會計年度ノ終了後三年間至急開通ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正八年^大逓信省令第五十八號電話至急開通規則ハ之ヲ廢止ス

第十五條及第十八條ノ規定ハ舊規則ニ依ル至急開通電話ニハ之ヲ適用セス(舊式省略)

本、逓信省令第八十號(大正十二年十月十日省令八〇號)

至急開通規則一部不適用ノ件

第一條 電話加入名義又ハ電話機設置場所ノ變更ニ關シテハ電話至急開通規則第十六條並電話規則第十二條及第二十二條ノ規定ヲ適用セス

電話至急開通規則第十六條ハ開通後五年間名義又ハ設置場所變更禁止ノ件ヲリ電話規則第十二條同第二十二條ハ附開通電話ニ對シ電話至急開通規則適用ノ件ナ

第二條 電話加入名義ノ變更ハ所轄逓信局長ニ於テ公益上又ハ業務上支障アリト認ムルトキハ之ヲ承認セス

第三條 電話機設置場所ノ變更ハ所轄逓信局長ニ於テ工事上及業務上支障アリト認ムルトキハ其ノ請求ヲ受理セス(大正十三年三月十一日逓信省令第六號改正)

第四條 本令ヲ適用スル電話加入者ハ別ニ之ヲ告示ス(大正十三年三月十一日逓信省令第六號改正)

參考

省令第八十號ヲ適用スル電話加入者等ニ關スル件(大正十二年十月十九日省令第五十四號)

大正十二年十月逓信省令第八十號ヲ適用スル電話加入者等左ノ適用

- 一、省令第八十號ヲ適用スル電話加入者ハ左記各局ニ所屬スルモノニ限ル
- 東京中央電話局、横濱中央電話局、横須賀郵便局、小田原郵便局、鎌倉郵便局

八、電話特別開通規則(大正十四年五月九日省令第二十九號)

第一條 電話規則ニ依ル單獨加入ヲ爲サムトスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ電話ノ設備費(以下略)ヲ納付シ特別開通ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ設備費ノ額ハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二條 特別開通ノ電話ハ當該會計年度ノ工事トシテ之ヲ開通セシム

第三條 特別開通ヲ爲スヘキ電話官署、開通豫定敷設備費及特別開通申請受付期間ハ別ニ之ヲ公示ス

第四條 特別開通ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ電話特別開通申請書(第一號表式)ヲ當該電話官署ニ差用スヘシ

第五條 特別開通申請ノ取理ハ左ノ各號ノ區別ニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 公益上ノ必要アリト認めラレルモノ
二 電話規則ニ依ル加入申込者カ該加入申込ニ對シ特別開通ヲ希望スルモノ

三 其ノ他ノモノ
前項各號ノ區別ニ依ル申請受理豫定敷ハ第三條ノ事項ト共ニ之ヲ公示ス

第六條 前條第一項第一號ニ依ルモノハ總申請ノ中ヨリ所轄逓信局長ニ於テ認定シ之ヲ受理ス

前項ニ依リ受理スルコト能ハサル申請ニシテ前條第一項第二號ニ該當スルモノハ加入申込登記順番ニ依リ之ヲ受理シ其ノ受理豫定敷ヲ超過スル爲受理スルコト能ハサルモノハ之ヲ前條第一項第三號ニ加フ
第一項ニ依リ受理スルコト能ハサル申請ニシテ前條第一項第三號ニ該當スルモノカ其ノ受理豫定敷ヲ超過スルトキハ抽籤ニ依リ之ヲ受理ス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル特別開通ノ申請ハ之ヲ受理セス但シ所轄逓信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認めタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 同一人ニ於テ二箇以上ノ申請ヲ爲ス場合ニ於ケル一箇ヲ除クノ外ノ申請
二 當該會計年度ニ於テ電話規則第九條ノ規定ニ依リ開通スヘキ電話ノ加入申込者

又ハ電話規則第二十一條ノ規定ニ依リ單獨加入ニ變更スルコトヲ得ヘキ共同線加

入ノ加入者ノ申請
三 當該申請者ノ居所、住所又ハ業務ニ使用スル場所ニ非サルモノヲ電話線設置場所トスル申請

同一ノ邸宅ニ居住シ又ハ同一ノ場屋ヲ使用スル者ハ前項規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同一人ト看做ス

工事上ノ都合ニ依リ開通スルコトヲ得サル申請ハ之ヲ受理セス

第八條 特別開通ノ申請受理通知後ト雖開通前ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ受理ノ決定ヲ取消ス但シ所轄逓信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認めタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 申請カ前條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ
二 申請者所在不明又ハ死亡ノ場合ニ於テ管理人又ハ相続人ヨリ何等ノ申出ナキト

三 申請者法人タル場合ニ於テ解散シタルトキ

第九條 特別開通ノ申請者受理ノ通知ヲ受ケタルトキハ指定期間内ニ設備費ヲ納付スヘシ

特別開通ノ申請者ハ電話規則ニ依ル加入申込者カ該加入申込ニ對シ特別開通ヲ希望シタル場合ヲ除クノ外電話規則ニ依ル加入登記料ヲ設備費ト同時ニ通貨ヲ以テ納付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ電話規則第六條第一項及第十條ノ規定ヲ適用セス

第十條 特別開通ノ申請者前條第一項ノ規定ニ依リ設備費ヲ納付セザルトキハ該申請ハ其ノ效力ヲ失フ前條第二項ノ場合ニ於テ加入登記料ヲ納付セザルトキ亦同シ

第十一條 特別開通ノ申請者ハ開通前ニ於テ其ノ電話機設置場所ヲ變更シ又ハ受理ノ通知後其ノ申請ヲ取消スコトヲ得ス但シ所轄逓信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認めタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 設備費ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ還付又ハ免除セス

一 電話官署ノ過失ニ因リ過納又ハ誤納ヲ生シタルトキ

二 第八條ノ規定ニ依リ申請受理ノ決定ヲ取消シタルトキ

三 前條但書ニ依リ申請ヲ取消シタルトキ

前項ノ規定ニ依ル設備費ノ還付ニ關シテハ電話規則第六十六條第七十條及七十一條ノ規定ヲ準用ス前二項ノ規定ハ第九條第二項